

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月12日
【計算期間】	第29特定期間(自 平成24年12月19日 至 平成25年6月18日)
【ファンド名】	LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし） LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）
【発行者名】	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 廣久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5219-5700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

欧州を中心とした世界の公社債へ投資を行い、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

②基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》 ポートフォリオA・ポートフォリオB 共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「内外」とは、目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》 ポートフォリオA

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あ り
一般		日 本		
大型株		北 米		
中小型株	年 2 回	欧 州	ファンド・オブ ・ファンズ	な し
債 券	年 4 回	ア ジ ア		
一般		オセアニア		
公債	年 6 回 (隔月)	中 南 米		
社債		ア フ リ カ		
その他債券	年 12 回 (毎月)	中 近 東 (中 東)		
クレジット属性		エ マ ー ジ ン グ		
不動産投信	日 々			
その他資産				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

《属性区分表》 ポートフォリオB

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あ り (部分ヘッジ)
一般		日 本		
大型株		北 米		
中小型株	年 2 回	欧 州	ファンド・オブ ・ファンズ	な し
債 券	年 4 回	ア ジ ア		
一般		オセアニア		
公債	年 6 回 (隔月)	中 南 米		
社債		ア フ リ カ		
その他債券	年 12 回 (毎月)	中 近 東 (中 東)		
クレジット属性		エ マ ー ジ ン グ		
不動産投信	日 々			
その他資産				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

投資対象資産	債券/一般	目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
決算頻度	年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ※「（日本を含む）」は日本の資産も含まれることを示します。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
	為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により各ファンドにつき5,000億円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

欧州を中心とした世界各国の公社債を主要投資対象とします

- 投資を行う公社債は、主として国債、政府機関債、地方債、社債等とします。投資対象銘柄の格付は、原則としてBBB（Baa）格以上とします。ただし、信託財産の純資産総額の10%を上限にBB（Ba）格の格付を有する公社債へ投資を行うことができます。
- 長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。
- 債券先物取引等を活用し、市場の金利変動や複数の市場間の金利差の変動等を捉えて、キャピタルゲインの獲得を目指します。デュレーション・コントロールは、ベンチマークに対して概ね±3年の範囲で行います。

為替ヘッジなしのポートフォリオAと為替ヘッジありのポートフォリオBがあります。各ポートフォリオは、別途、為替予約取引等を活用して超過収益の獲得を目指します

	LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA(為替ヘッジなし)	LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB(為替ヘッジあり)
為替ヘッジ	原則として、外貨建資産については対円での為替ヘッジを行いません。	原則として、外貨建資産については対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。
為替戦略	別途、独立した為替戦略により、為替予約取引等を活用して複数の通貨へ分散投資し、超過収益の獲得を目指します。一通貨への投資割合は純資産総額に対して±40%以内とします。	
ベンチマーク	シティグループEMU国債インデックス (3～5年)円ベース	シティグループEMU国債インデックス (3～5年)円ヘッジベース
留意事項	円とユーロの為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。	外貨建資産については対円での為替ヘッジを行います。独立した為替戦略をとるため、完全には為替変動リスクを回避するものではありません。 ※為替ヘッジを行う通貨の金利と円金利の差に相当する為替ヘッジコストがかかります。

シティグループEMU国債インデックスとは・・・

シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発したEMU（欧州経済通貨同盟）加盟国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。インデックスのリターンは、残存年数3年から5年の固定利付債のトータルリターンを時価総額比に基づいて加重平均して計算されます。

（注）資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

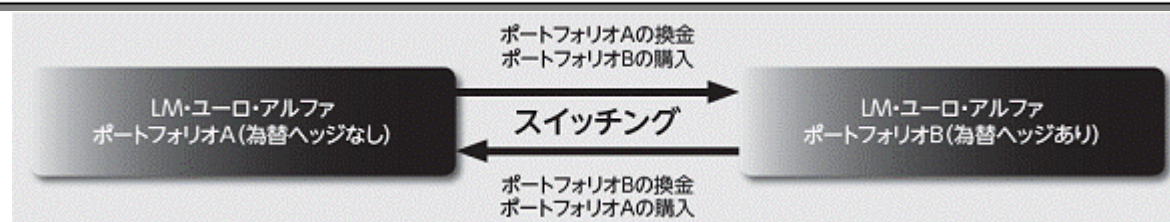
運用はレグ・メイソン・グループのウエスタン・アセットが行います

当ファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

運用指図に関する権限の委託先及び委託の内容

- ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（英国）
米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用
- ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（米国）
米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用

ポートフォリオAとポートフォリオBの間で、無手数料でスイッチングを行うことができます



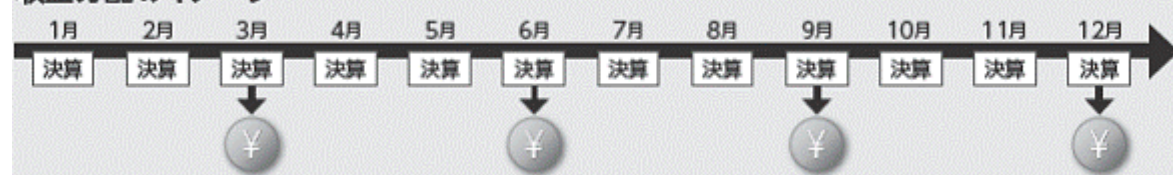
毎決算時（毎年3月、6月、9月、12月の各18日、休業日の場合は翌営業日）に収益分配を行います

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。

c. 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

収益分配のイメージ



(注) 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成11年2月19日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

平成18年1月1日 当ファンドの名称変更

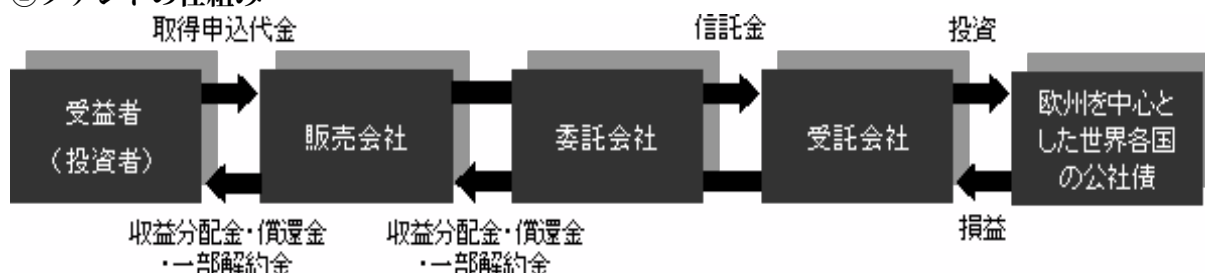
（「ソロモン・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」から「LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」に、「ソロモン・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）」から「LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）」に変更）

平成18年6月30日 当ファンドの投資顧問会社の変更

（「レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に変更）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



■委託会社

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

■受託会社

野村信託銀行株式会社

■投資顧問会社

「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」（以下、総称してまたは各々を「投資顧問会社」ということがあります。）

■販売会社

販売会社については、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

② 委託会社の概況（平成25年7月末現在）

■資本金の額

1,000百万円

■沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立

平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

平成10年11月30日 投資顧問業登録

平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成11年10月1日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成19年9月30日 金融商品取引業登録

■大株主の状況

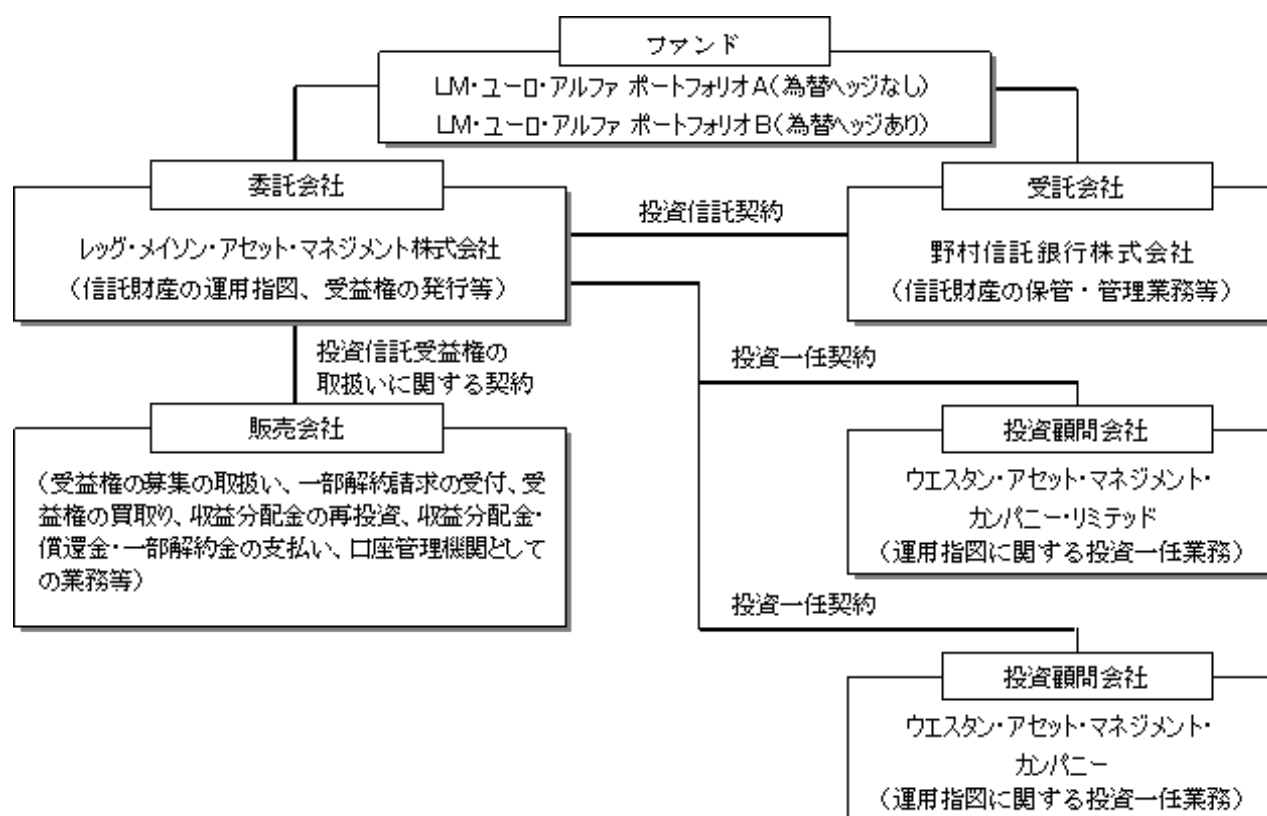
名称 レグ・メイソン・インク

住所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市
インターナショナル・ドライブ100

所有株式数 78,270株

持株比率 100%

③ファンドの関係法人



④契約の概要等

a.投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

b.投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の

買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

c.投資一任契約

委託会社が投資顧問会社に当ファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

＜ポートフォリオA＞

- ①投資を行う公社債は、主として国債、政府機関債、地方債、社債等とします。投資対象銘柄の格付は、原則としてBBB（Baa）格以上とします。ただし、信託財産の純資産総額の10%を上限にBB（Ba）格の格付を有する公社債へ投資を行うことができます。
- ②組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行わないこととします。また別途、独立した為替戦略により、為替予約取引等を活用して超過収益の獲得を目指します。
- ③シティグループEMU国債インデックス（3～5年）円ベースをベンチマークとして信託財産の成長を目指します。
- ④長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

＜ポートフォリオB＞

- ①投資を行う公社債は、主として国債、政府機関債、地方債、社債等とします。投資対象銘柄の格付は、原則としてBBB（Baa）格以上とします。ただし、信託財産の純資産総額の10%を上限にBB（Ba）格の格付を有する公社債へ投資を行うことができます。
- ②組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。また別途、独立した為替戦略により、為替予約取引等を活用して超過収益の獲得を目指します。
- ③シティグループEMU国債インデックス（3～5年）円ヘッジベースをベンチマークとして信託財産の成長を目指します。
- ④長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利、または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1.有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

2.有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

3.有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

4.外国金融商品市場において行う取引であって、1.から3.までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

5.金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

6.金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1.から4.までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)金銭債権

(ニ)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a.転換社債の転換及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

b.国債証券

c.地方債証券

d.特別の法律により法人の発行する債券

e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

f.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

g.コマーシャル・ペーパー

h.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からg.までの証券または証券の性質を有するもの

i.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

j.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

k.外国法人が発行する譲渡性預金証書

l.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

m. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

n. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

o. 外国の者に対する権利で上記n.の有価証券の性質を有するもの

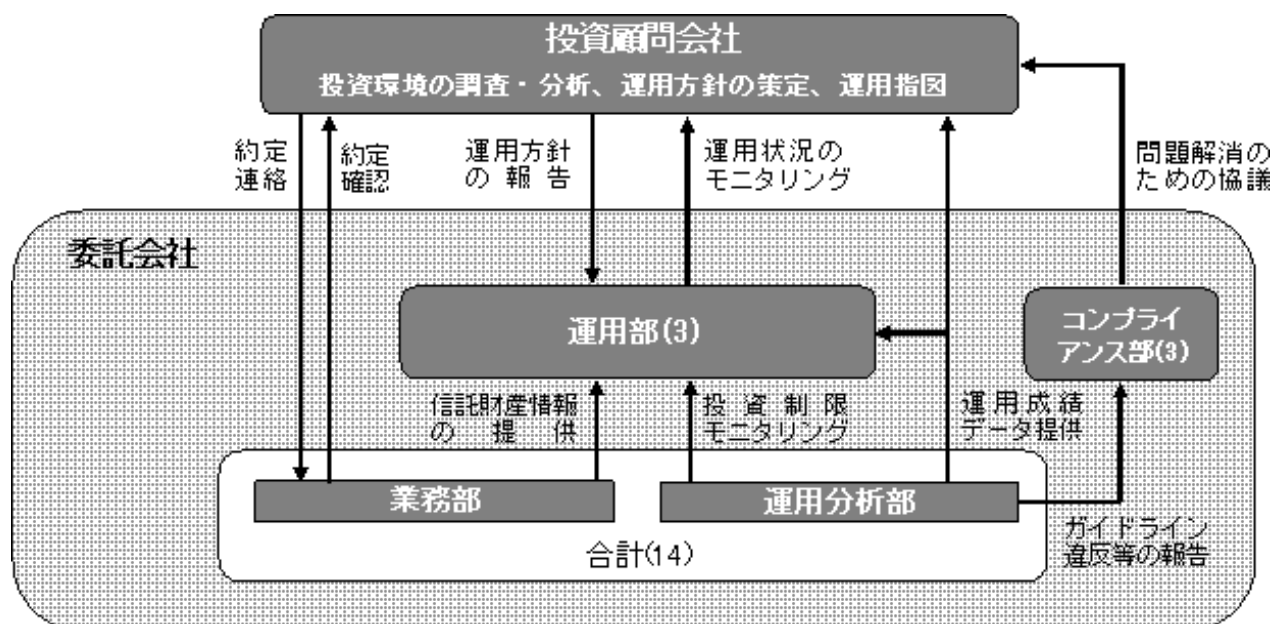
なお、上記a.の証券または証書、h.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記b.からf.までの証券並びにh.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記i.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①のa.の(ロ)から(二)までに掲げる特定資産及び上記①のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」が行います。

■当ファンドの運用体制



（注）括弧内は平成25年7月末現在の各部署に属する人数（業務部及び運用分析部は、上記業務に従事する人数の合計）を示します。

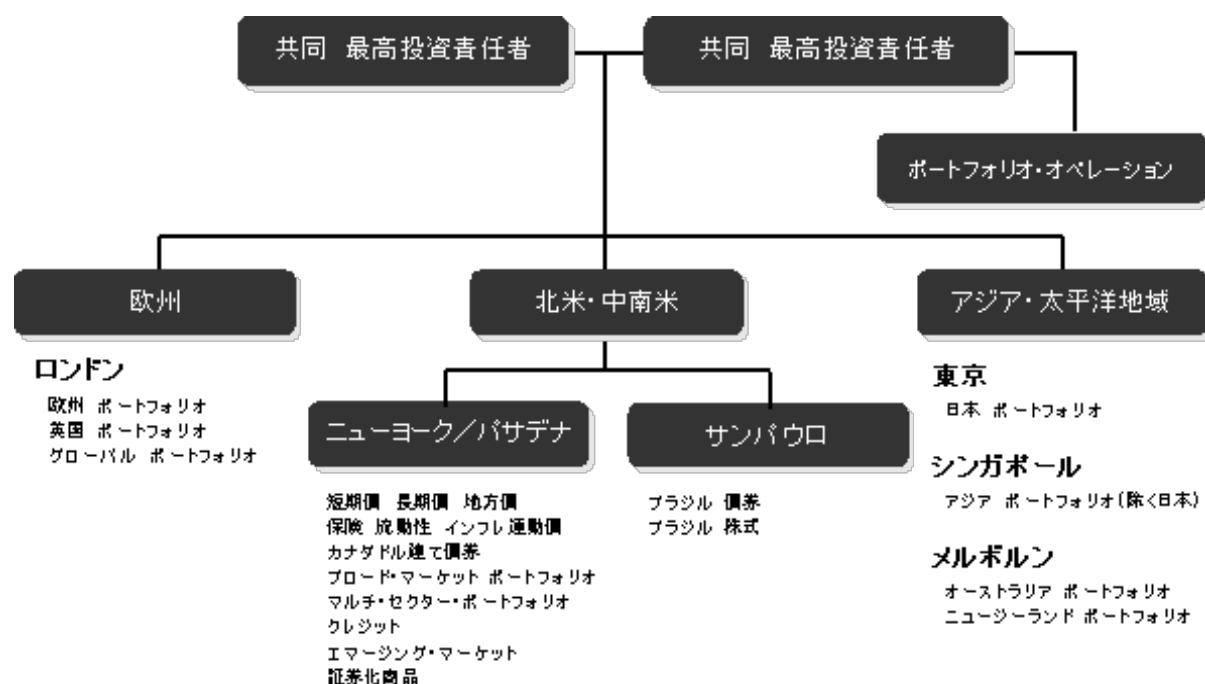
- ①委託会社は、投資顧問会社との間で、当ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。
- ②投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。
- ③委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。
- ④委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

- ⑤運用に関する社内委員会として、運用部及び関連部署の代表で構成される東京運用委員会が月次で開催されます。東京運用委員会では、運用状況の確認を行い、必要に応じて要因分析等の詳細な検討等を行います。また、投資顧問会社の運用方針、運用戦略及びポートフォリオの変更が行われた際の経緯等が記録されます。東京運用委員会の議事録は社長及び取締役役に報告されます。
- ⑥上記の業務については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

（参考）投資顧問会社の運用体制

当ファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

①ウエスタン・アセットの運用体制



上記は、投資顧問会社2社を含めたウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。

②投資顧問会社におけるリスク管理体制

- a. ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。
- b. 運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社への当ファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。委託会社は、受託会社に対して、内部統制に関する外部監査

人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、今後、変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

①収益分配方針

3ヵ月に1回（毎年3月、6月、9月、12月の各18日、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針により収益分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないこともあります。
- c. 留保金の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資契約」に基づいて再投資されます。なお、別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

②収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

信託財産の運用は、下記に掲げる信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

<信託約款による投資制限>

①株式等への投資制限

- a. 株式への投資は転換社債の転換並びに新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、株式及び投資信託証券（公社債投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超

えることとなる投資の指図をしません。

②投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（国内外の有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資については特に制限を設けません。

⑤先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債について下記（イ）及び（ロ）の範囲内で貸付の指図をすることができます。
（イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
（ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a.の（イ）及び（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金

の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

(ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c. 上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨外国為替予約の指図

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪受託会社による資金の立替え

a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<法令による投資制限>

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

(1)投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被

り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

①為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

②金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

④デリバティブ活用リスク

当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

⑤外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

(2)留意点

①解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

②収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。

③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかかった場合も同様です。

④当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

⑤当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用

ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部及び社内に設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督が行われます。

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。手数料率の上限は、1.05%（税抜1.00%）となっております。販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

※申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

※収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

※ポートフォリオAとポートフォリオBとの間でスイッチング*を行う場合の申込手数料は無手数料とします。

* スwitchingとは、「ポートフォリオA」と「ポートフォリオB」との間に、一方のファンドの一部解約または買取請求（換金）と他方のファンドの取得申込を同時に行う（買付）ことをいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額ははありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.365%（税抜1.300%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、信託財産の純資産総額に応じ、下記の通りとします。

純 資 産 総 額	内 訳		
	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	0.5775% (税抜0.55%)	0.7350% (税抜0.70%)	0.0525% (税抜0.05%)
500億円超 1,000億円以下の部分	0.5250% (税抜0.50%)	0.7875% (税抜0.75%)	
1,000億円超 2,000億円以下の部分	0.4200% (税抜0.40%)	0.8925% (税抜0.85%)	
2,000億円超の部分	0.3675% (税抜0.35%)	0.9450% (税抜0.90%)	

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

- 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- 先物取引・オプション取引等に要する費用
- 外貨建資産の保管等に要する費用
- 借入金の利息
- 信託財産に関する租税

f. 受託会社の立替えた立替金の利息

g. 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

②上記①のa. からf. までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、原則として発生時に実費が信託財産から支弁されます。

③上記①のg. の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

④上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

①個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金について、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。なお、受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。

b. 一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）※が譲渡所得として課税対象となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

※解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額です。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

c. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

③配当控除・益金不算入制度

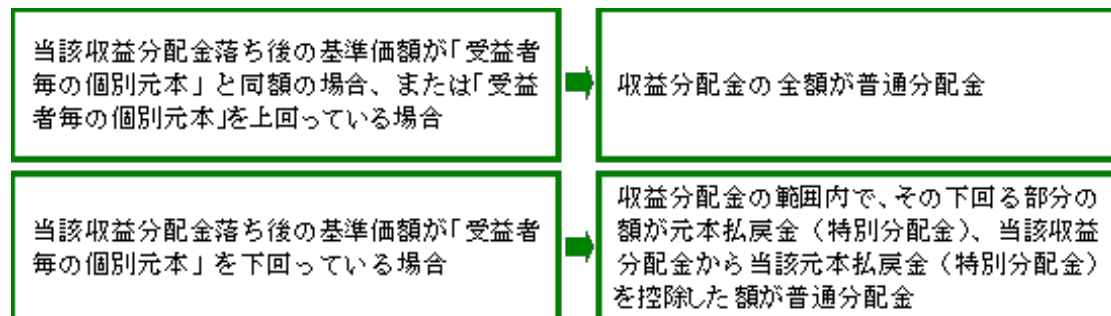
配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

（注1）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<受益者が収益分配金を受取る際>



（注2）個別元本について

個別元本は、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は、平成25年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

買取請求時における課税上の取扱いについては、販売会社へお問合せください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

平成25年7月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	26,897,520	5.76
	カナダ	4,234,343	0.91
	イタリア	148,110,601	31.74
	フランス	104,766,133	22.45
	スペイン	19,800,294	4.24
	ベルギー	41,016,989	8.79
	メキシコ	17,653,904	3.78
	ポーランド	6,139,464	1.32
	小計	368,619,248	78.99
特殊債券	アメリカ	18,974,648	4.07
社債券	アメリカ	35,590,711	7.62
	オーストラリア	4,600,108	0.98
	イギリス	3,059,362	0.66
	アイルランド	1,946,888	0.42
	小計	45,197,069	9.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		33,881,159	7.26
合計(純資産総額)		466,672,124	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建／売建	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物	US 10YR 1309	CBOT	売建	49,597,831	△10.63
	EB 5YR 1309	EUX	買建	376,346,493	80.64
	EB 10YR 1309	EUX	売建	185,256,225	△39.70
	UK 10YR 1309	LIFFE	買建	33,804,135	7.24
債券オプション	FVU3 C 0823	CBOT	売建	245,966	△0.05
	TYU3 C 0823	CBOT	売建	101,145	△0.02
	TYU3 C 0823	CBOT	売建	32,182	△0.01
	TYU3 P 0823	CBOT	売建	105,743	△0.02
	TYU3 P 0823	CBOT	売建	47,507	△0.01
	USU3 C 0823	CBOT	売建	21,455	△0.00
	USU3 C 0823	CBOT	売建	13,792	△0.00
	USU3 C 0823	CBOT	売建	18,390	△0.00

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

平成25年7月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	42,801,767	3.18
	カナダ	14,820,202	1.10
	ドイツ	11,236,007	0.83
	イタリア	423,924,047	31.51
	フランス	286,575,057	21.29
	イギリス	3,844,595	0.29
	スペイン	79,201,178	5.88
	ベルギー	104,489,192	7.76
	メキシコ	50,720,224	3.77
	ポーランド	16,883,527	1.25
	小計	1,034,495,796	76.86

特殊債券	アメリカ	88,308,782	6.56
社債券	アメリカ	86,611,173	6.44
	フランス	14,681,344	1.09
	オーストラリア	13,552,839	1.01
	イギリス	9,457,626	0.70
	アイルランド	5,840,664	0.43
	チャネル諸島	9,765,652	0.73
	小計	139,909,298	10.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		83,206,160	6.18
合計(純資産総額)		1,345,920,036	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建／売建	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物	US 5YR 1309	CBOT	売建	190,434,576	△14.15
	US 2YR 1309	CBOT	買建	108,025,925	8.03
	US 10YR 1309	CBOT	売建	61,997,289	△4.61
	US 20YR 1309	CBOT	買建	13,133,525	0.98
	EB 5YR 1309	EUX	買建	1,014,499,242	75.38
	EB 10YR 1309	EUX	売建	481,666,185	△35.79
	UK 10YR 1309	LIFFE	買建	67,608,270	5.02
債券オプション	FVU3 C 0823	CBOT	売建	491,933	△0.04
	TYU3 C 0823	CBOT	売建	303,437	△0.02
	TYU3 C 0823	CBOT	売建	96,548	△0.01
	TYU3 P 0823	CBOT	売建	387,727	△0.03
	TYU3 P 0823	CBOT	売建	142,523	△0.01
	USU3 C 0823	CBOT	買建	55,170	0.00
	USU3 C 0823	CBOT	売建	85,820	△0.01
	USU3 C 0823	CBOT	売建	27,585	△0.00
	USU3 C 0823	CBOT	売建	36,780	△0.00
	USU3 C 0823	CBOT	売建		

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

a. 上位30銘柄

平成25年7月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	630,000.00	14,894.36 93,834,508	14,810.74 93,307,688	4.250000	2017/10/25	19.99
2	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	630,000.00	13,511.67 85,123,551	13,519.86 85,175,168	3.750000	2016/4/15	18.25
3	ベルギー	国債証券	BELGIUM GOVT	210,000.00	13,992.46 29,384,186	13,943.96 29,282,318	3.750000	2015/9/28	6.27
4	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	200,000.00	14,049.95 28,099,903	14,123.29 28,246,599	5.500000	2022/11/1	6.05
5	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	190,000.00	13,176.79 25,035,912	13,158.32 25,000,825	3.500000	2018/6/1	5.36
6	スペイン	国債証券	SPAIN GOVT	140,000.00	14,083.76 19,717,270	14,143.06 19,800,294	5.500000	2017/7/30	4.24
7	アメリカ	特殊債券	FNMA 30YR AUG FWD	200,000.00	9,380.43 18,760,865	9,487.32 18,974,648	3.000000	2043/8/1	4.07
8	ベルギー	国債証券	BELGIUM GOVT	80,000.00	14,784.47 11,827,579	14,668.33 11,734,671	4.000000	2018/3/28	2.51
9	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	70,000.00	16,709.86 11,696,905	16,643.79 11,650,659	7.375000	2019/9/4	2.50
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	130,000.00	9,445.10 12,278,635	8,916.08 11,590,910	3.125000	2042/2/15	2.48
11	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	80,000.00	14,530.61 11,624,493	14,323.05 11,458,445	3.250000	2021/10/25	2.46
12	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	75,000.00	13,201.37 9,901,031	12,917.34 9,688,009	5.000000	2040/9/1	2.08

13	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS DESARR FIX	1,197,000.00	837.27 10,022,143	795.82 9,525,997	6.500000	2022/6/9	2.04
14	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS DESARR FIX	930,000.00	901.65 8,385,368	873.96 8,127,907	8.000000	2020/6/11	1.74
15	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP	50,000.00	15,045.74 7,522,872	14,984.49 7,492,245	5.125000	2019/10/23	1.61
16	アメリカ	国債証券	US T STRIP PRINC	200,000.00	3,819.75 7,639,510	3,542.75 7,085,514	—	2040/5/15	1.52
17	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	200,000.00	3,060.21 6,120,436	3,069.73 6,139,464	4.000000	2023/10/25	1.32
18	アメリカ	社債券	WACHOVIA CAP TRUST FRN	60,000.00	9,677.65 5,806,591	9,510.91 5,706,549	5.569750	2049/12/31	1.22
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	60,000.00	8,706.51 5,223,908	8,195.04 4,917,026	2.750000	2042/11/15	1.05
20	オーストラリア	社債券	RIO TINTO FIN USA LTD	40,000.00	11,786.86 4,714,744	11,500.27 4,600,108	6.500000	2018/7/15	0.99
21	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	40,000.00	10,741.51 4,296,604	10,585.85 4,234,343	4.250000	2018/6/1	0.91
22	アメリカ	国債証券	US T STRIP PRINC	100,000.00	3,572.64 3,572,642	3,304.07 3,304,070	—	2041/11/15	0.71
23	アメリカ	社債券	JP MORGAN CHASE & CO	30,000.00	10,561.84 3,168,552	10,364.80 3,109,440	4.500000	2022/1/24	0.67
24	イギリス	社債券	DIGNITY FINANCE PLC	17,046.36	17,949.84 3,059,795	17,947.30 3,059,362	6.310000	2023/12/31	0.66
25	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP INC	20,000.00	11,162.19 2,232,438	11,159.34 2,231,869	6.250000	2041/2/1	0.48
26	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	20,000.00	11,031.44 2,206,289	10,718.67 2,143,734	5.875000	2037/5/29	0.46
27	アイルランド	社債券	XL GROUP PLC FRN	20,000.00	9,624.10 1,924,820	9,734.44 1,946,888	6.500000	2049/12/31	0.42
28	アメリカ	社債券	SAFeway INC	10,000.00	11,366.58 1,136,658	11,301.85 1,130,185	6.350000	2017/8/15	0.24
29	アメリカ	社債券	AT&T INC	10,000.00	10,427.96 1,042,796	10,153.83 1,015,383	3.875000	2021/8/15	0.22
30	アメリカ	社債券	KRAFT FOODS INC	5,000.00	11,285.56 564,278	11,150.12 557,506	5.375000	2020/2/10	0.12

(注1) 変動利付債券は平成25年7月末現在の利率です。

(注2) 平成25年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成25年7月末現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	78.99
特殊債券	4.07
社債券	9.68
合計	92.74

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

a. 上位30銘柄

平成25年7月末現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	1,910,000.00	13,511.67 258,072,988	13,519.86 258,229,477	3.750000	2016/4/15	19.19
2	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	1,030,000.00	13,804.28 142,184,159	13,774.89 141,881,428	3.000000	2015/10/25	10.54
3	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	700,000.00	14,530.61 101,714,315	14,323.05 100,261,397	3.250000	2021/10/25	7.45
4	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	570,000.00	14,056.71 80,123,284	14,123.29 80,502,809	5.500000	2022/11/1	5.98
5	スペイン	国債証券	SPAIN GOVT	560,000.00	14,083.76 78,869,082	14,143.06 79,201,178	5.500000	2017/7/30	5.88
6	ベルギー	国債証券	BELGIUM GOVT	560,000.00	13,992.46 78,357,830	13,943.96 78,086,181	3.750000	2015/9/28	5.80
7	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	510,000.00	13,176.79 67,201,659	13,158.32 67,107,477	3.500000	2018/6/1	4.99
8	アメリカ	特殊債券	FNMA 15YR AUG FWD	600,000.00	9,770.07 58,620,423	9,781.94 58,691,687	2.500000	2028/8/1	4.36
9	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	300,000.00	14,894.36 44,683,099	14,810.74 44,432,232	4.250000	2017/10/25	3.30
10	アメリカ	特殊債券	FNMA 30YR AUG FWD	300,000.00	9,804.93 29,414,805	9,872.36 29,617,095	3.500000	2043/8/1	2.20
11	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS DESARR FIX	3,518,000.00	837.27 29,455,222	795.82 27,997,043	6.500000	2022/6/9	2.08

12	ベルギー	国債証券	BELGIUM GOVT	180,000.00	14,784.47 26,612,053	14,668.33 26,403,011	4.000000	2018/3/28	1.96
13	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS DESARR FIX	2,600,000.00	901.65 23,442,965	873.96 22,723,181	8.000000	2020/6/11	1.69
14	イタリア	国債証券	BUONI POLIENALI	140,000.00	13,201.37 18,481,925	12,917.34 18,084,284	5.000000	2040/9/1	1.34
15	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	550,000.00	3,060.21 16,831,199	3,069.73 16,883,527	4.000000	2023/10/25	1.25
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	200,000.00	8,706.51 17,413,031	8,195.04 16,390,087	2.750000	2042/11/15	1.22
17	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	90,000.00	16,709.86 15,038,877	16,643.79 14,979,419	7.375000	2019/9/4	1.11
18	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	140,000.00	10,741.51 15,038,115	10,585.85 14,820,202	4.250000	2018/6/1	1.10
19	フランス	社債券	VIVENDI SA	100,000.00	14,845.33 14,845,337	14,681.34 14,681,344	4.750000	2021/7/13	1.09
20	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	80,000.00	14,051.12 11,240,897	14,045.00 11,236,007	3.500000	2016/1/4	0.83
21	アメリカ	国債証券	US T STRIP PRINC	340,000.00	3,572.64 12,146,984	3,304.07 11,233,838	—	2041/11/15	0.83
22	アメリカ	国債証券	US T STRIP PRINC	290,000.00	3,819.75 11,077,289	3,542.75 10,273,996	—	2040/5/15	0.76
23	オーストラリア	社債券	WESTPAC BANKING	100,000.00	10,151.28 10,151,283	10,102.75 10,102,758	7.250000	2020/2/11	0.75
24	チャネル諸島	社債券	HSBC CAPITAL FDG FRN	60,000.00	16,108.38 9,665,029	16,276.08 9,765,652	8.208000	2049/6/30	0.73
25	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP	63,000.00	15,543.44 9,792,370	15,475.42 9,749,520	6.375000	2018/5/2	0.72
26	イギリス	社債券	BARCLAYS BANK PLC	70,000.00	13,582.42 9,507,695	13,510.89 9,457,626	5.250000	2014/5/27	0.70
27	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	80,000.00	11,031.44 8,825,159	10,718.67 8,574,938	5.875000	2037/5/29	0.64
28	アメリカ	社債券	WACHOVIA CAP TRUST FRN	90,000.00	9,677.65 8,709,886	9,510.91 8,559,824	5.569750	2049/12/31	0.64
29	アメリカ	社債券	JP MORGAN CHASE & CO	80,000.00	10,561.84 8,449,474	10,364.80 8,291,840	4.500000	2022/1/24	0.62
30	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP	50,000.00	15,045.74 7,522,872	14,984.49 7,492,245	5.125000	2019/10/23	0.56

(注1) 変動利付債券は平成25年7月末現在の利率です。

(注2) 平成25年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成25年7月末現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	76.86
特殊債券	6.56
社債券	10.40
合計	93.82

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

平成25年7月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買 区分	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物	アメリカ	CBOT	US 10YR 1309	売建	4	ドル	517,250.00	505,687.52	49,597,831	△10.63
	ドイツ	EUX	EB 5YR 1309	買建	23	ユーロ	2,901,909.20	2,893,860.00	376,346,493	80.64
	ドイツ	EUX	EB 10YR 1309	買建	10	ユーロ	1,436,107.70	1,424,500.00	185,256,225	△39.70
	イギリス	LIFFE	UK 10YR 1309	買建	2	ポンド	230,620.00	226,160.00	33,804,135	7.24
債券オプション	アメリカ	CBOT	FVU3 C 0823	売建	3	ドル	1,349.63	2,507.82	245,966	△0.05
	アメリカ	CBOT	TYU3 C 0823	売建	2	ドル	1,024.75	1,031.26	101,145	△0.02
	アメリカ	CBOT	TYU3 C 0823	売建	1	ドル	371.75	328.13	32,182	△0.01
	アメリカ	CBOT	TYU3 P 0823	売建	3	ドル	2,271.51	1,078.14	105,743	△0.02

アメリカ	CBOT	TYU3 P 0823	売建	1	ドル	434.25	484.38	47,507	△0.01
アメリカ	CBOT	USU3 C 0823	売建	1	ドル	559.25	218.75	21,455	△0.00
アメリカ	CBOT	USU3 C 0823	売建	1	ドル	231.13	140.63	13,792	△0.00
アメリカ	CBOT	USU3 C 0823	売建	2	ドル	1,587.25	187.50	18,390	△0.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 評価額は、平成25年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

平成25年7月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買 区分	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物	アメリカ	CBOT	US 5YR 1309	売建	16	ドル	1,960,000.00	1,941,624.96	190,434,576	△14.15
	アメリカ	CBOT	US 2YR 1309	買建	5	ドル	1,101,796.90	1,101,406.25	108,025,925	8.03
	アメリカ	CBOT	US 10YR 1309	売建	5	ドル	630,483.77	632,109.40	61,997,289	△4.61
	アメリカ	CBOT	US 20YR 1309	買建	1	ドル	134,065.75	133,906.25	13,133,525	0.98
	ドイツ	EUX	EB 5YR 1309	買建	62	ユーロ	7,823,846.10	7,800,840.00	1,014,499,242	75.38
	ドイツ	EUX	EB 10YR 1309	売建	26	ユーロ	3,732,220.80	3,703,700.00	481,666,185	△35.79
	イギリス	LIFFE	UK 10YR 1309	買建	4	ポンド	461,240.00	452,320.00	67,608,270	5.02
債券オプション	アメリカ	CBOT	FVU3 C 0823	売建	6	ドル	2,699.26	5,015.64	491,933	△0.04
	アメリカ	CBOT	TYU3 C 0823	売建	6	ドル	3,074.25	3,093.78	303,437	△0.02
	アメリカ	CBOT	TYU3 C 0823	売建	3	ドル	1,115.25	984.39	96,548	△0.01
	アメリカ	CBOT	TYU3 P 0823	売建	11	ドル	8,401.77	3,953.18	387,727	△0.03
	アメリカ	CBOT	TYU3 P 0823	売建	3	ドル	1,302.75	1,453.14	142,523	△0.01
	アメリカ	CBOT	USU3 C 0823	買建	1	ドル	768.88	562.50	55,170	0.00
	アメリカ	CBOT	USU3 C 0823	売建	4	ドル	2,049.50	875.00	85,820	△0.01
	アメリカ	CBOT	USU3 C 0823	売建	2	ドル	462.26	281.26	27,585	△0.00
	アメリカ	CBOT	USU3 C 0823	売建	4	ドル	3,174.50	375.00	36,780	△0.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 評価額は、平成25年7月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間（平成11年6月18日）	17,394,820,943	17,527,756,118	9,160	9,230
第2特定期間（平成11年12月20日）	8,484,524,329	8,608,982,976	7,213	7,293
第3特定期間（平成12年6月19日）	6,691,469,556	6,691,469,556	7,002	7,002
第4特定期間（平成12年12月18日）	5,447,226,362	5,447,226,362	6,615	6,615
第5特定期間（平成13年6月18日）	4,717,185,545	4,717,185,545	7,388	7,388
第6特定期間（平成13年12月18日）	4,985,247,092	4,985,247,092	8,344	8,344
第7特定期間（平成14年6月18日）	4,801,276,733	4,895,376,490	8,348	8,508
第8特定期間（平成14年12月18日）	3,826,359,324	3,903,380,224	8,945	9,105
第9特定期間（平成15年6月18日）	2,586,803,665	2,635,403,048	10,375	10,535
第10特定期間（平成15年12月18日）	2,075,245,144	2,109,621,762	9,801	9,961
第11特定期間（平成16年6月18日）	1,849,901,312	1,880,812,544	9,688	9,848
第12特定期間（平成16年12月20日）	1,796,952,605	1,825,570,915	10,287	10,447
第13特定期間（平成17年6月20日）	1,579,637,763	1,605,875,991	9,884	10,044
第14特定期間（平成17年12月19日）	1,389,956,065	1,412,420,318	10,183	10,343
第15特定期間（平成18年6月19日）	1,289,310,930	1,309,924,636	10,330	10,490
第16特定期間（平成18年12月18日）	1,300,892,494	1,320,117,868	10,986	11,146
第17特定期間（平成19年6月18日）	1,248,111,780	1,265,880,208	11,308	11,468
第18特定期間（平成19年12月18日）	1,146,895,802	1,163,652,969	11,184	11,344
第19特定期間（平成20年6月18日）	1,100,550,196	1,116,681,095	10,948	11,108
第20特定期間（平成20年12月18日）	765,788,814	780,955,655	8,263	8,423
第21特定期間（平成21年6月18日）	767,998,939	782,075,125	8,784	8,944

第22特定期間（平成21年12月18日）	730,883,387	744,279,075	8,904	9,064
第23特定期間（平成22年 6月18日）	613,737,515	626,237,806	7,940	8,100
第24特定期間（平成22年12月20日）	538,557,437	549,948,676	7,630	7,790
第25特定期間（平成23年 6月20日）	528,393,531	539,282,305	7,792	7,952
第26特定期間（平成23年12月19日）	416,795,642	427,102,099	6,671	6,831
第27特定期間（平成24年 6月18日）	409,270,555	418,816,041	6,953	7,113
第28特定期間（平成24年12月18日）	444,047,668	453,055,526	8,021	8,181
第29特定期間（平成25年 6月18日）	467,159,992	475,463,267	9,225	9,385
平成24年 7月末	392,242,766	—	6,790	—
8月末	404,622,344	—	7,056	—
9月末	409,958,890	—	7,181	—
10月末	419,635,045	—	7,449	—
11月末	434,716,553	—	7,782	—
12月末	465,771,131	—	8,373	—
平成25年 1月末	495,679,473	—	9,011	—
2月末	487,715,676	—	8,944	—
3月末	472,648,519	—	8,869	—
4月末	500,025,918	—	9,579	—
5月末	503,241,665	—	9,810	—
6月末	472,584,489	—	9,267	—
7月末	466,672,124	—	9,424	—

（注1） 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注2） 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第 1特定期間（平成11年 6月18日）	23,434,421,758	23,505,411,980	9,903	9,933
第 2特定期間（平成11年12月20日）	21,078,674,229	21,224,694,976	9,258	9,318
第 3特定期間（平成12年 6月19日）	17,165,606,151	17,284,619,285	8,965	9,025
第 4特定期間（平成12年12月18日）	14,849,277,440	14,955,386,466	8,652	8,712
第 5特定期間（平成13年 6月18日）	14,656,015,080	14,756,440,312	8,795	8,855
第 6特定期間（平成13年12月18日）	12,621,135,180	12,709,670,078	8,916	8,976
第 7特定期間（平成14年 6月18日）	6,400,127,696	6,450,857,585	8,736	8,796
第 8特定期間（平成14年12月18日）	6,025,610,414	6,067,445,281	8,771	8,831
第 9特定期間（平成15年 6月18日）	5,501,045,403	5,538,910,831	9,055	9,115
第10特定期間（平成15年12月18日）	5,126,897,360	5,161,631,916	8,913	8,973
第11特定期間（平成16年 6月18日）	4,784,251,410	4,817,672,066	8,892	8,952
第12特定期間（平成16年12月20日）	4,426,698,409	4,457,583,235	8,941	9,001
第13特定期間（平成17年 6月20日）	3,501,082,397	3,525,849,716	8,926	8,986
第14特定期間（平成17年12月19日）	3,096,011,867	3,117,659,229	8,763	8,823
第15特定期間（平成18年 6月19日）	2,594,786,877	2,613,917,314	8,452	8,512
第16特定期間（平成18年12月18日）	2,503,753,522	2,521,752,173	8,420	8,480
第17特定期間（平成19年 6月18日）	2,315,948,362	2,333,445,124	8,017	8,077
第18特定期間（平成19年12月18日）	2,226,461,216	2,243,246,741	7,965	8,025
第19特定期間（平成20年 6月18日）	1,915,063,755	1,930,415,102	7,494	7,554
第20特定期間（平成20年12月18日）	1,586,927,553	1,600,401,346	7,331	7,391
第21特定期間（平成21年 6月18日）	1,574,808,615	1,587,620,346	7,398	7,458
第22特定期間（平成21年12月18日）	1,628,145,916	1,640,544,773	7,905	7,965
第23特定期間（平成22年 6月18日）	1,512,789,574	1,524,074,970	8,079	8,139
第24特定期間（平成22年12月20日）	1,472,917,378	1,484,053,648	7,965	8,025
第25特定期間（平成23年 6月20日）	1,428,516,376	1,439,515,848	7,838	7,898

第26特定期間（平成23年12月19日）	1,289,359,132	1,299,842,720	7,673	7,733
第27特定期間（平成24年 6月18日）	1,334,932,451	1,344,916,841	8,054	8,114
第28特定期間（平成24年12月18日）	1,396,211,916	1,406,066,089	8,527	8,587
第29特定期間（平成25年 6月18日）	1,352,401,341	1,361,815,006	8,662	8,722
平成24年 7月末	1,363,248,691	—	8,244	—
8月末	1,375,354,216	—	8,345	—
9月末	1,380,477,382	—	8,364	—
10月末	1,376,966,859	—	8,407	—
11月末	1,392,928,287	—	8,504	—
12月末	1,403,296,503	—	8,566	—
平成25年 1月末	1,402,740,066	—	8,562	—
2月末	1,414,551,232	—	8,641	—
3月末	1,372,409,096	—	8,690	—
4月末	1,386,464,688	—	8,833	—
5月末	1,373,079,803	—	8,795	—
6月末	1,340,180,812	—	8,585	—
7月末	1,345,920,036	—	8,637	—

（注1） 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注2） 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

期間	分配金（円）
第1特定期間（自 平成11年 2月19日 至 平成11年 6月18日）	70
第2特定期間（自 平成11年 6月19日 至 平成11年12月20日）	80
第3特定期間（自 平成11年12月21日 至 平成12年 6月19日）	0
第4特定期間（自 平成12年 6月20日 至 平成12年12月18日）	0
第5特定期間（自 平成12年12月19日 至 平成13年 6月18日）	0
第6特定期間（自 平成13年 6月19日 至 平成13年12月18日）	0
第7特定期間（自 平成13年12月19日 至 平成14年 6月18日）	160
第8特定期間（自 平成14年 6月19日 至 平成14年12月18日）	160
第9特定期間（自 平成14年12月19日 至 平成15年 6月18日）	160
第10特定期間（自 平成15年 6月19日 至 平成15年12月18日）	160
第11特定期間（自 平成15年12月19日 至 平成16年 6月18日）	160
第12特定期間（自 平成16年 6月19日 至 平成16年12月20日）	160
第13特定期間（自 平成16年12月21日 至 平成17年 6月20日）	160
第14特定期間（自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月19日）	160
第15特定期間（自 平成17年12月20日 至 平成18年 6月19日）	160
第16特定期間（自 平成18年 6月20日 至 平成18年12月18日）	160
第17特定期間（自 平成18年12月19日 至 平成19年 6月18日）	160
第18特定期間（自 平成19年 6月19日 至 平成19年12月18日）	160
第19特定期間（自 平成19年12月19日 至 平成20年 6月18日）	160
第20特定期間（自 平成20年 6月19日 至 平成20年12月18日）	160
第21特定期間（自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日）	160
第22特定期間（自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日）	160
第23特定期間（自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日）	160
第24特定期間（自 平成22年 6月19日 至 平成22年12月20日）	160
第25特定期間（自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日）	160
第26特定期間（自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月19日）	160
第27特定期間（自 平成23年12月20日 至 平成24年 6月18日）	160
第28特定期間（自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日）	160
第29特定期間（自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日）	160

（注） 分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

期間	分配金（円）
第1特定期間（自 平成11年 2月19日 至 平成11年 6月18日）	30
第2特定期間（自 平成11年 6月19日 至 平成11年12月20日）	60
第3特定期間（自 平成11年12月21日 至 平成12年 6月19日）	60
第4特定期間（自 平成12年 6月20日 至 平成12年12月18日）	60
第5特定期間（自 平成12年12月19日 至 平成13年 6月18日）	60
第6特定期間（自 平成13年 6月19日 至 平成13年12月18日）	60
第7特定期間（自 平成13年12月19日 至 平成14年 6月18日）	60
第8特定期間（自 平成14年 6月19日 至 平成14年12月18日）	60
第9特定期間（自 平成14年12月19日 至 平成15年 6月18日）	60
第10特定期間（自 平成15年 6月19日 至 平成15年12月18日）	60
第11特定期間（自 平成15年12月19日 至 平成16年 6月18日）	60
第12特定期間（自 平成16年 6月19日 至 平成16年12月20日）	60
第13特定期間（自 平成16年12月21日 至 平成17年 6月20日）	60
第14特定期間（自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月19日）	60
第15特定期間（自 平成17年12月20日 至 平成18年 6月19日）	60
第16特定期間（自 平成18年 6月20日 至 平成18年12月18日）	60
第17特定期間（自 平成18年12月19日 至 平成19年 6月18日）	60
第18特定期間（自 平成19年 6月19日 至 平成19年12月18日）	60
第19特定期間（自 平成19年12月19日 至 平成20年 6月18日）	60
第20特定期間（自 平成20年 6月19日 至 平成20年12月18日）	60
第21特定期間（自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日）	60
第22特定期間（自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日）	60
第23特定期間（自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日）	60
第24特定期間（自 平成22年 6月19日 至 平成22年12月20日）	60
第25特定期間（自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日）	60
第26特定期間（自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月19日）	60
第27特定期間（自 平成23年12月20日 至 平成24年 6月18日）	60
第28特定期間（自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日）	60
第29特定期間（自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日）	60

（注）分配金は、各特定期間中の各計算期間末に支払われた分配金（1万口当たり）の合計金額を記載しております。

③【収益率の推移】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

期間	収益率（％）
第1特定期間（自 平成11年 2月19日 至 平成11年 6月18日）	△7.70
第2特定期間（自 平成11年 6月19日 至 平成11年12月20日）	△20.38
第3特定期間（自 平成11年12月21日 至 平成12年 6月19日）	△2.93
第4特定期間（自 平成12年 6月20日 至 平成12年12月18日）	△5.53
第5特定期間（自 平成12年12月19日 至 平成13年 6月18日）	11.69
第6特定期間（自 平成13年 6月19日 至 平成13年12月18日）	12.94
第7特定期間（自 平成13年12月19日 至 平成14年 6月18日）	1.97
第8特定期間（自 平成14年 6月19日 至 平成14年12月18日）	9.07
第9特定期間（自 平成14年12月19日 至 平成15年 6月18日）	17.78
第10特定期間（自 平成15年 6月19日 至 平成15年12月18日）	△3.99
第11特定期間（自 平成15年12月19日 至 平成16年 6月18日）	0.48
第12特定期間（自 平成16年 6月19日 至 平成16年12月20日）	7.83
第13特定期間（自 平成16年12月21日 至 平成17年 6月20日）	△2.36
第14特定期間（自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月19日）	4.64
第15特定期間（自 平成17年12月20日 至 平成18年 6月19日）	3.01
第16特定期間（自 平成18年 6月20日 至 平成18年12月18日）	7.90

第17特定期間	（自 平成18年12月19日 至 平成19年 6月18日）	4.39
第18特定期間	（自 平成19年 6月19日 至 平成19年12月18日）	0.32
第19特定期間	（自 平成19年12月19日 至 平成20年 6月18日）	△0.68
第20特定期間	（自 平成20年 6月19日 至 平成20年12月18日）	△23.06
第21特定期間	（自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日）	8.24
第22特定期間	（自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日）	3.19
第23特定期間	（自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日）	△9.03
第24特定期間	（自 平成22年 6月19日 至 平成22年12月20日）	△1.89
第25特定期間	（自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日）	4.22
第26特定期間	（自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月19日）	△12.33
第27特定期間	（自 平成23年12月20日 至 平成24年 6月18日）	6.63
第28特定期間	（自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日）	17.66
第29特定期間	（自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日）	17.01

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

期間	収益率（%）
第1特定期間（自 平成11年 2月19日 至 平成11年 6月18日）	△0.67
第2特定期間（自 平成11年 6月19日 至 平成11年12月20日）	△5.91
第3特定期間（自 平成11年12月21日 至 平成12年 6月19日）	△2.52
第4特定期間（自 平成12年 6月20日 至 平成12年12月18日）	△2.82
第5特定期間（自 平成12年12月19日 至 平成13年 6月18日）	2.35
第6特定期間（自 平成13年 6月19日 至 平成13年12月18日）	2.06
第7特定期間（自 平成13年12月19日 至 平成14年 6月18日）	△1.35
第8特定期間（自 平成14年 6月19日 至 平成14年12月18日）	1.09
第9特定期間（自 平成14年12月19日 至 平成15年 6月18日）	3.92
第10特定期間（自 平成15年 6月19日 至 平成15年12月18日）	△0.91
第11特定期間（自 平成15年12月19日 至 平成16年 6月18日）	0.44
第12特定期間（自 平成16年 6月19日 至 平成16年12月20日）	1.23
第13特定期間（自 平成16年12月21日 至 平成17年 6月20日）	0.50
第14特定期間（自 平成17年 6月21日 至 平成17年12月19日）	△1.15
第15特定期間（自 平成17年12月20日 至 平成18年 6月19日）	△2.86
第16特定期間（自 平成18年 6月20日 至 平成18年12月18日）	0.33
第17特定期間（自 平成18年12月19日 至 平成19年 6月18日）	△4.07
第18特定期間（自 平成19年 6月19日 至 平成19年12月18日）	0.10
第19特定期間（自 平成19年12月19日 至 平成20年 6月18日）	△5.16
第20特定期間（自 平成20年 6月19日 至 平成20年12月18日）	△1.37
第21特定期間（自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日）	1.73
第22特定期間（自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日）	7.66
第23特定期間（自 平成21年12月19日 至 平成22年 6月18日）	2.96
第24特定期間（自 平成22年 6月19日 至 平成22年12月20日）	△0.67
第25特定期間（自 平成22年12月21日 至 平成23年 6月20日）	△0.84
第26特定期間（自 平成23年 6月21日 至 平成23年12月19日）	△1.34
第27特定期間（自 平成23年12月20日 至 平成24年 6月18日）	5.75
第28特定期間（自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日）	6.62
第29特定期間（自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日）	2.29

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（4）【設定及び解約の実績】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	18,990,739,341	0
第2特定期間	417,830,270	7,645,112,915
第3特定期間	557,706,605	2,764,455,431
第4特定期間	430,379,886	1,752,615,727
第5特定期間	214,547,336	2,063,753,094
第6特定期間	90,119,794	500,970,924
第7特定期間	322,593,496	545,520,274
第8特定期間	133,708,804	1,607,317,896
第9特定期間	136,001,200	1,920,477,708
第10特定期間	58,172,536	434,217,119
第11特定期間	28,476,031	236,299,050
第12特定期間	25,622,723	188,395,140
第13特定期間	27,113,620	175,625,065
第14特定期間	28,712,159	261,997,701
第15特定期間	24,023,108	140,868,299
第16特定期間	21,397,413	85,355,162
第17特定期間	24,433,554	104,851,482
第18特定期間	16,028,569	94,284,088
第19特定期間	13,125,347	33,384,942
第20特定期間	15,162,655	93,617,849
第21特定期間	17,751,175	70,180,118
第22特定期間	14,042,674	67,529,464
第23特定期間	14,918,532	62,837,830
第24特定期間	13,383,388	80,514,050
第25特定期間	15,137,113	42,804,144
第26特定期間	13,417,469	66,757,495
第27特定期間	12,059,973	48,276,156
第28特定期間	11,659,255	46,662,856
第29特定期間	9,714,369	56,867,005

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	23,663,407,377	0
第2特定期間	5,559,251,421	6,453,740,516
第3特定期間	104,436,525	3,725,481,384
第4特定期間	70,209,798	2,054,909,247
第5特定期間	111,118,977	611,146,807
第6特定期間	70,025,998	2,577,673,086
第7特定期間	46,487,581	6,876,025,069
第8特定期間	45,803,959	502,171,612
第9特定期間	56,066,369	850,179,411
第10特定期間	47,874,611	370,956,545
第11特定期間	141,884,006	513,820,913
第12特定期間	29,225,016	458,449,755
第13特定期間	26,523,172	1,055,426,505
第14特定期間	22,278,489	411,697,014
第15特定期間	18,705,096	481,576,984
第16特定期間	17,432,274	113,941,128
第17特定期間	17,651,348	102,295,285
第18特定期間	18,185,299	111,660,998
第19特定期間	16,320,482	256,129,617
第20特定期間	15,062,874	406,031,674

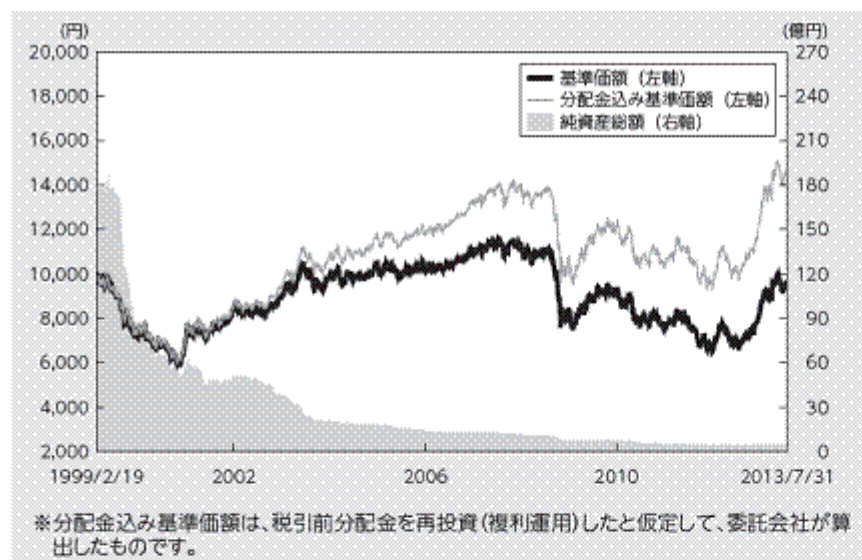
第21特定期間	13,227,090	49,241,833
第22特定期間	12,091,857	81,006,908
第23特定期間	10,528,725	197,696,471
第24特定期間	9,574,384	32,814,945
第25特定期間	9,695,809	36,464,442
第26特定期間	9,720,076	151,819,990
第27特定期間	8,043,121	31,081,298
第28特定期間	7,634,163	27,678,563
第29特定期間	7,087,138	83,219,866

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

<参考情報>

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA(為替ヘッジなし)

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
9,424円	5億円

分配の推移

2012年 6 月	80円
2012年 9 月	80円
2012年12月	80円
2013年 3 月	80円
2013年 6 月	80円
直近1年間累計	320円
設定来累計	3,830円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

■種類別組入比率

資産	比率(%)
国債証券	78.99
特殊債券	4.07
社債券	9.68
現金・預金その他の資産	7.26

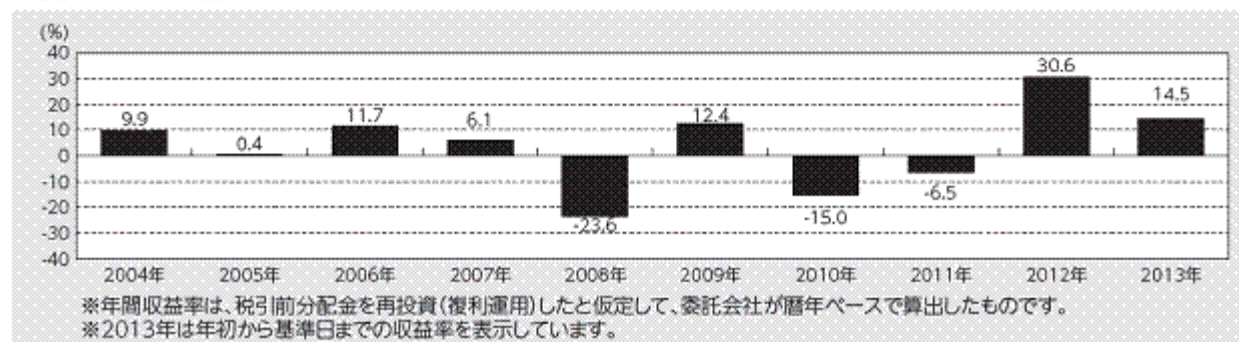
その他投資資産	比率(%)
先物	37.55
オプション	△0.11

■組入上位銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
FRANCE O.A.T.	フランス	国債証券	4.250	2017年10月25日	19.99
BUONI POLIENNALI	イタリア	国債証券	3.750	2016年 4月15日	18.25
BELGIUM GOVT	ベルギー	国債証券	3.750	2015年 9月28日	6.27
BUONI POLIENNALI	イタリア	国債証券	5.500	2022年11月 1日	6.05
BUONI POLIENNALI	イタリア	国債証券	3.500	2018年 6月 1日	5.36
SPAIN GOVT	スペイン	国債証券	5.500	2017年 7月30日	4.24
FNMA 30YR AUG FWD	アメリカ	特殊債券	3.000	2043年 8月 1日	4.07
BELGIUM GOVT	ベルギー	国債証券	4.000	2018年 3月28日	2.51
CITIGROUP INC	アメリカ	社債券	7.375	2019年 9月 4日	2.50
US TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	3.125	2042年 2月15日	2.48

※上記比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移

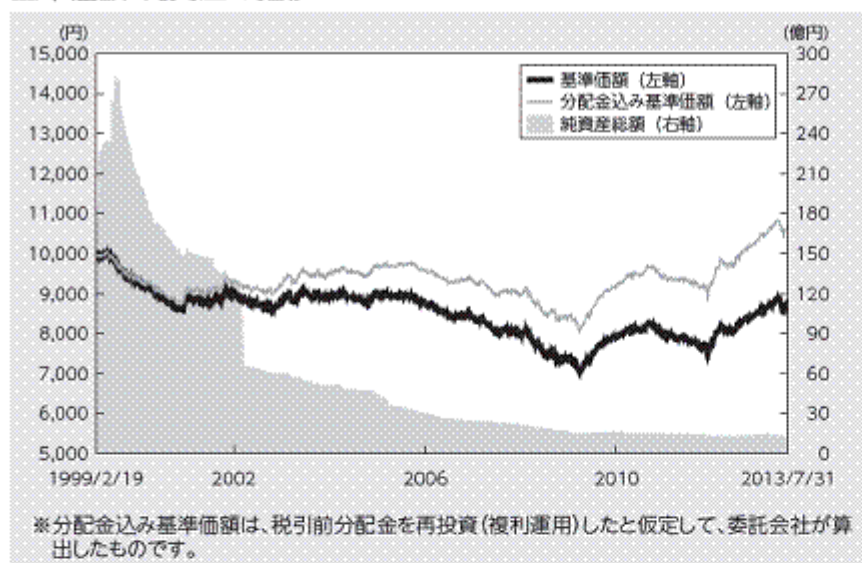


ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB(為替ヘッジあり)

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
8,637円	13億円

分配の推移

2012年 6 月	30円
2012年 9 月	30円
2012年12月	30円
2013年 3 月	30円
2013年 6 月	30円
直近1年間累計	120円
設定来累計	1,710円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

■種類別組入比率

資産	比率(%)
国債証券	76.86
特殊債券	6.56
社債券	10.40
現金・預金・その他の資産	6.18

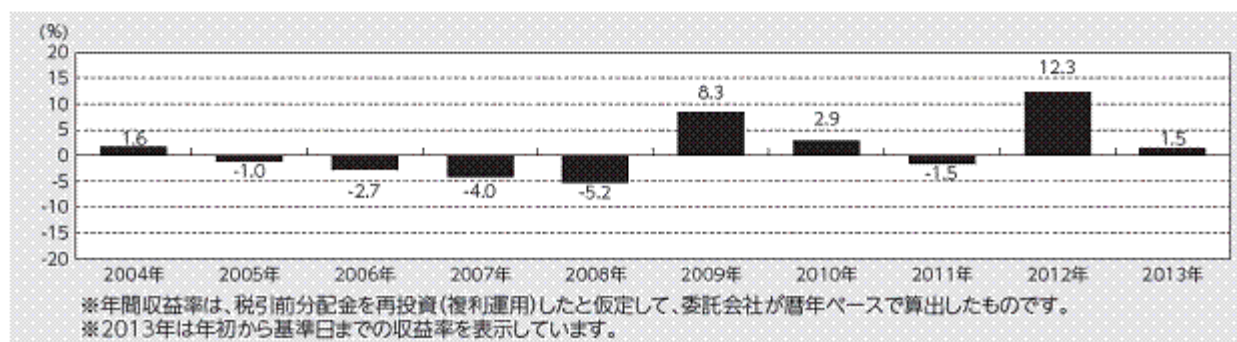
その他投資資産	比率(%)
先物	34.86
オプション	△0.12

■組入上位銘柄

銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
BUONI POLIENNALI	イタリア	国債証券	3.750	2016年 4 月15日	19.19
FRANCE O.A.T.	フランス	国債証券	3.000	2015年10月25日	10.54
FRANCE O.A.T.	フランス	国債証券	3.250	2021年10月25日	7.45
BUONI POLIENNALI	イタリア	国債証券	5.500	2022年11月 1 日	5.98
SPAIN GOVT	スペイン	国債証券	5.500	2017年 7 月30日	5.88
BELGIUM GOVT	ベルギー	国債証券	3.750	2015年 9 月28日	5.80
BUONI POLIENNALI	イタリア	国債証券	3.500	2018年 6 月 1 日	4.99
FNMA 15YR AUG FWD	アメリカ	特殊債券	2.500	2028年 8 月 1 日	4.36
FRANCE O.A.T.	フランス	国債証券	4.250	2017年10月25日	3.30
FNMA 30YR AUG FWD	アメリカ	特殊債券	3.500	2043年 8 月 1 日	2.20

※上記比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移



ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

※1 ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

※2 原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

なお、受益権の取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の受益権の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の申込価額は、当該受付中止を解除した最初の基準価額の計算日に受益権の取得申込みを受付けたものとして、下記(7)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(3)当ファンドは、収益分配を行ったとき、税金を差引いた後に無手数料で再投資する自動けいぞく投資コース専用ファンドです。

(4)当ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。また、受益権の取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約^{*}を締結していただきます。この契約に基づき、収益分配金は、税引後、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

取得申込者は、販売会社が定めた金額以上でお客様が指定する金額を販売会社にお支払いください。お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。

販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を受取ることが可能となる場合があります。

※販売会社は、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(5)申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。

(6)「ポートフォリオA」と「ポートフォリオB」の間でスイッチングを行うことができます。ただし、スイッチングの受付日が、ロンドンの銀行の休業日の場合には、販売会社の営業日であってもスイッチングのお申込みは受けません。

(注)スイッチングを行う場合の申込単位は、販売会社にお問合せください。

(7)申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(8)申込手数料は、上記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

2【換金（解約）手続等】

(1)一部解約請求の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

- ※1 ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- ※2 原則として、午後3時までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- (注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。
- なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。
- (注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。
- (注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2)一部解約の単位は、1口単位です。
- (3)一部解約の価額は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。
- (4)一部解約の手数料及び信託財産留保額はありません。
- (5)一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。
- (6)買取請求の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。
- ※1 ロンドンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、買取請求は受けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- ※2 原則として、午後3時までに買取請求が行われ、かつ当該買取請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの買取請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- (注)販売会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益権の買取りを中止すること及びすでに受付けた買取りの請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、下記(8)に準じて計算された価額とします。
- (7)買取請求の単位は、1口単位です。
- (8)買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りを行う販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。（当該販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額は、免除されることがあります。）詳細については、販売会社にお問合せください。
- (9)買取請求に手数料はかかりません。
- (10)買取代金は、買取請求の受付日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口당りに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

国債証券・特殊債券・社債券	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
先物取引・オプション取引	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

②追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。
 - *1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
 - *2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

③基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：「ユーロA」「ユーロB」）されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

④運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年6月及び12月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年6月及び12月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、無期限（平成11年2月19日設定）です。ただし、下記(5)の①のa.及びb.、②のa.、③のa.並びに⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

- ①原則として、毎年3月19日から6月18日まで、6月19日から9月18日まで、9月19日から12月18日まで、12月19日から翌年3月18日までとします。ただし、第1計算期間は、平成11年2月19日から平成11年6月18日までとします。

- ②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託契約終了前に当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、当ファンドの信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.及びb.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.及びb.の信託契約の解約を行いません。
- f. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 上記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記⑥のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい、新受託者を選任します。

b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑦反対者の買取請求権

上記①に規定する信託契約の解約または上記⑥に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記①のd.または上記⑥のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑧公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。
 - b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。
 - c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、当ファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。
- ⑩当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

4【受益者の権利等】

①収益分配金の請求権

- a. 受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを無手数料で行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

②償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金請求権

a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。また、受益者は、販売会社に、1口単位をもって買取りを請求する権利を有します。

b. 一部解約金及び買取代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払われます。

c. 一部解約金及び買取代金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

④信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

⑤異議申立を行った受益者の買取請求権

上記④に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年12月19日から平成25年6月18日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年12月18日現在	当期 平成25年6月18日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,526,639	1,124,337
コール・ローン	2,682,893	1,349,888
国債証券	351,729,651	383,330,702
特殊債券	8,765,725	18,986,745
社債券	42,528,369	44,462,854
コール・オプション（買）	6,554	1,482
派生商品評価勘定	16,452,643	6,056,080
未収入金	9,122,262	—
未収利息	3,113,534	4,897,102
前払費用	1,969,163	2,727,049
その他未収収益	122,938	—
差入委託証拠金	29,059,649	33,374,115
流動資産合計	469,080,020	496,310,354
資産合計	469,080,020	496,310,354
負債の部		
流動負債		
コール・オプション（売）	—	2,964
プット・オプション（売）	129,736	371,912
派生商品評価勘定	9,614,360	3,984,829
未払金	8,781,124	18,964,519
未払収益分配金	4,428,656	4,051,435
未払解約金	582,947	—
未払受託者報酬	55,506	65,860
未払委託者報酬	1,387,565	1,646,459
その他未払費用	52,458	62,384
流動負債合計	25,032,352	29,150,362
負債合計	25,032,352	29,150,362
純資産の部		
元本等		
元本	553,582,047	506,429,411
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△109,534,379	△39,269,419
（分配準備積立金）	74,049,396	66,327,576
純資産合計	444,047,668	467,159,992
負債純資産合計	469,080,020	496,310,354

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日
営業収益		
受取利息	7,417,607	8,884,030
有価証券売買等損益	19,616,249	△3,313,138
派生商品取引等損益	4,989,855	4,077,145
為替差損益	39,409,664	69,975,614
その他収益	634,822	144,393
営業収益合計	72,068,197	79,768,044
営業費用		
受託者報酬	108,882	128,792
委託者報酬	2,721,878	3,219,717
その他費用	211,721	248,296
営業費用合計	3,042,481	3,596,805
営業利益	69,025,716	76,171,239
経常利益	69,025,716	76,171,239
当期純利益	69,025,716	76,171,239
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	212,266	4,448,144
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△179,315,093	△109,534,379
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,322,973	8,215,948
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,322,973	8,215,948
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,347,851	1,370,808
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,347,851	1,370,808
分配金	9,007,858	8,303,275
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△109,534,379	△39,269,419

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年6月18日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成24年12月18日現在	当期 平成25年6月18日現在
1.特定期間の末日における受益権の総数	553,582,047口	506,429,411口
2.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	109,534,379円	39,269,419円
3.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	0.8021円	0.9225円
(一万口当たり純資産額)	(8,021円)	(9,225円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程		
	平成24年6月19日から 平成24年9月18日までの 計算期間	平成24年12月19日から 平成25年 3月18日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,913,675円	4,231,936円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	33,944,152円	32,843,117円
分配準備積立金額	78,759,046円	70,469,012円
当ファンドの分配対象収益額	116,616,873円	107,544,065円
当ファンドの期末残存口数	572,400,300口	531,480,029口
1万口当たり収益分配対象額	2,037.32円	2,023.47円
1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	4,579,202円	4,251,840円
	平成24年 9月19日から 平成24年12月18日までの 計算期間	平成25年3月19日から 平成25年6月18日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	3,682,844円	3,853,996円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	33,559,084円	31,900,989円
分配準備積立金額	74,795,208円	66,525,015円
当ファンドの分配対象収益額	112,037,136円	102,280,000円
当ファンドの期末残存口数	553,582,047口	506,429,411口
1万口当たり収益分配対象額	2,023.84円	2,019.61円
1万口当たり分配金額	80.00円	80.00円
収益分配金金額	4,428,656円	4,051,435円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日
1. 金融商品 に対する 取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品 の内容及 び当該金 融商品に 係るリス ク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引、債券先物オプション取引及び為替予約取引を行っております。債券先物取引、債券先物オプション取引は金利変動リスク、為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品 に係るリ スク管理 体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4. 金融商品 の時価等 に関する 事項につ いての補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①国債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②派生商品評価勘定、コール・オプション（買）、プット・オプション（売） デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①国債証券、特殊債券、社債券 同左 ②派生商品評価勘定、コール・オプション（買）、コール・オプション（売）、プット・オプション（売） デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日
期首元本額	588,585,648円	553,582,047円
期中追加設定元本額	11,659,255円	9,714,369円
期中解約元本額	46,662,856円	56,867,005円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 平成24年12月18日現在	当期 平成25年6月18日現在
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	5,402,223	△3,039,561
特殊債券	△15,399	22,226
社債券	958,762	△926,723
合計	6,345,586	△3,944,058

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	前期 平成24年12月18日現在			
		契約額等（円）	うち1年超(円)	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引				
	売建	255,936,092	—	254,381,003	1,555,089
	買建	288,918,709	—	289,102,977	184,268
	債券先物オプション取引				
	売建 プット	12,328,890 (96,702)	—	129,736	△33,034
	買建 コール	62,986,370 (543,898)	—	6,554	△537,344
合計		620,170,061	—	543,620,270	1,168,979

区分	種類	当期 平成25年6月18日現在			
		契約額等（円）	うち1年超(円)	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引				
	売建	275,918,606	—	275,647,552	271,054
	買建	338,267,911	—	338,323,953	56,042
	債券先物オプション取引				
	売建 コール	27,500,700 (120,884)	—	2,964	117,920
	プット	39,923,430 (234,669)	—	371,912	△137,243
	買建 コール	13,940,010 (98,101)	—	1,482	△96,619
合計		695,550,657	—	614,347,863	211,154

(注) 時価の算定方法

A 外国先物取引について

- 1)外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2)特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

- 1)外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2)特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3)契約額等のうち、()内はオプション料であります。

通貨関連

区分	種類	前期 平成24年12月18日現在			
		契約額等（円）	うち1年超(円)	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	73,646,707	—	77,682,484	△4,035,777
	メキシコペソ	11,766,720	—	12,782,712	△1,015,992
	ユーロ	33,363,530	—	34,118,980	△755,450
	英ポンド	15,735,317	—	16,976,249	△1,240,932
	ポーランドズロチ	11,288,980	—	12,737,671	△1,448,691
	オーストラリアドル	6,630,710	—	7,044,800	△414,090
	買建				
	米ドル	13,319,710	—	13,755,215	435,505
	カナダドル	12,744,812	—	13,779,094	1,034,282
	メキシコペソ	4,907,428	—	5,456,024	548,596
	ユーロ	129,265,575	—	139,660,664	10,395,089
	英ポンド	7,052,400	—	7,332,660	280,260
	ポーランドズロチ	11,953,784	—	13,269,910	1,316,126
合計		331,675,673	—	354,596,463	5,098,926

区分	種類	当期 平成25年6月18日現在			
		契約額等（円）	うち1年超(円)	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	57,381,324	—	54,330,577	3,050,747
	メキシコペソ	6,030,569	—	5,430,754	599,815
	英ポンド	15,516,427	—	15,047,702	468,725
	オーストラリアドル	11,033,000	—	9,930,800	1,102,200
	買建				
	米ドル	1,896,800	—	1,896,000	△800
	カナダドル	5,095,189	—	4,819,816	△275,373
	メキシコペソ	675,666	—	597,942	△77,724
	ユーロ	114,989,509	—	111,976,605	△3,012,904
	ポーランドズロチ	619,790	—	590,672	△29,118
	オーストラリアドル	774,967	—	693,554	△81,413
合計		214,013,241	—	205,314,422	1,744,155

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US T STRIP PRINC	200,000.00	77,890.60	*
		US T STRIP PRINC	100,000.00	36,425.80	
		US TREASURY BOND	160,000.00	154,093.75	
		US TREASURY BOND	60,000.00	53,261.71	
	計		520,000.00	321,671.86	
	(邦貨換算額)			(30,504,142)	
	特殊債券	FNMA 30YR JUL FWD	200,000.00	200,218.76	
			200,000.00	200,218.76	
	計			(18,986,745)	
	社債券	AT&T INC	10,000.00	10,632.10	
		CITIGROUP INC	20,000.00	22,494.80	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	20,000.00	22,761.40	
		JP MORGAN CHASE & CO	30,000.00	32,305.80	
		KRAFT FOODS INC	5,000.00	5,737.40	
		KRAFT FOODS INC	5,000.00	5,753.25	
		RIO TINTO FIN USA LTD	40,000.00	48,070.40	
		SAFEWAY INC	10,000.00	11,589.10	
		WACHOVIA CAP TRUST FRN	60,000.00	59,202.60	
		XL GROUP PLC FRN	20,000.00	19,625.00	
	計		220,000.00	238,171.85	
	(邦貨換算額)			(22,585,836)	
米ドル計 (邦貨換算額)				760,062.47	
				(72,076,723)	
カナダドル	国債証券	CANADIAN GOVT	40,000.00	45,132.40	
			40,000.00	45,132.40	
カナダドル計 (邦貨換算額)	計			(4,202,277)	
	(邦貨換算額)			45,132.40	
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS DESARR FIX	930,000.00	1,090,425.00	
		MEXICAN BONOS DESARR FIX	1,197,000.00	1,303,269.66	
メキシコペソ計 (邦貨換算額)	計		2,127,000.00	2,393,694.66	
	(邦貨換算額)			(17,737,277)	
ユーロ	国債証券	BELGIUM GOVT	210,000.00	225,945.30	
		BELGIUM GOVT	80,000.00	90,946.40	
		BUNDES REPUBLIC DE	90,000.00	103,945.50	
		BUNDES REPUBLIC DE	20,000.00	23,276.00	
		BUONI POLIENNALI	630,000.00	654,544.80	
		BUONI POLIENNALI	190,000.00	192,509.90	
		BUONI POLIENNALI	140,000.00	154,029.40	
		BUONI POLIENNALI	135,000.00	137,046.60	
		FRANCE O.A.T.	630,000.00	721,526.40	
		FRANCE O.A.T.	80,000.00	89,384.80	
		SPAIN GOVT	140,000.00	151,613.00	
	計		2,345,000.00	2,544,768.10	
	(邦貨換算額)			(322,498,461)	

ユーロ計 (邦貨換算額)	社債券	CITIGROUP INC	70,000.00	89,941.60
		GOLDMAN SACHS GROUP	50,000.00	57,846.00
	計		120,000.00	147,787.60
	(邦貨換算額)			(18,729,122)
				2,692,555.70
				(341,227,583)
英ポンド (邦貨換算額)	社債券	DIGNITY FINANCE PLC	17,584.09	21,116.90
	計		17,584.09	21,116.90
	(邦貨換算額)			(3,147,896)
				21,116.90
				(3,147,896)
トルコリラ (邦貨換算額)	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	170,000.00	165,945.50
	計		170,000.00	165,945.50
	(邦貨換算額)			(8,388,545)
				165,945.50
				(8,388,545)
合計				446,780,301
(外貨建証券の邦貨換算額)				(446,780,301)

(注) 備考欄の*の銘柄はハイブリッド優先証券であることを示しています。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 4銘柄	42.4%	16.1%
	特殊債券 1銘柄	26.3%	
	社債券 10銘柄	31.3%	
カナダドル	国債証券 1銘柄	100.0%	0.9%
メキシコペソ	国債証券 2銘柄	100.0%	4.0%
ユーロ	国債証券 11銘柄	94.5%	76.4%
	社債券 2銘柄	5.5%	
英ポンド	社債券 1銘柄	100.0%	0.7%
トルコリラ	国債証券 1銘柄	100.0%	1.9%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

【LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成24年12月18日現在	当期 平成25年6月18日現在
資産の部		
流動資産		
預金	34,498,520	10,708,250
コール・ローン	9,591,172	45,759,314
国債証券	1,190,343,570	1,025,511,154
特殊債券	96,753,213	87,302,868
社債券	134,727,089	137,691,894
コール・オプション（買）	23,595	205,302
派生商品評価勘定	23,288,236	44,126,376
未収入金	171,256,889	58,951,625
未収利息	11,514,518	16,262,216
前払費用	5,882,833	3,213,715
その他未収収益	400,652	—
差入委託証拠金	68,758,023	88,597,855
流動資産合計	1,747,038,310	1,518,330,569
資産合計	1,747,038,310	1,518,330,569
負債の部		
流動負債		
売付債券	17,499,998	—
コール・オプション（売）	—	28,157
プット・オプション（売）	259,473	743,825
派生商品評価勘定	138,287,844	8,124,099
未払金	184,470,101	147,430,119
未払収益分配金	4,912,043	4,683,645
未払解約金	512,000	—
未払受託者報酬	181,257	182,513
未払委託者報酬	4,531,300	4,562,852
その他未払費用	172,378	174,018
流動負債合計	350,826,394	165,929,228
負債合計	350,826,394	165,929,228
純資産の部		
元本等		
元本	1,637,347,897	1,561,215,169
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△241,135,981	△208,813,828
（分配準備積立金）	343,204,140	335,231,650
純資産合計	1,396,211,916	1,352,401,341
負債純資産合計	1,747,038,310	1,518,330,569

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日
営業収益		
受取利息	23,760,454	25,715,204
有価証券売買等損益	57,955,374	△5,393,261
派生商品取引等損益	15,720,931	12,818,765
為替差損益	△1,250,754	8,528,935
その他収益	1,696,886	441,350
営業収益合計	97,882,891	42,110,993
営業費用		
受託者報酬	361,887	364,671
委託者報酬	9,047,036	9,116,743
その他費用	561,195	669,256
営業費用合計	9,970,118	10,150,670
営業利益	87,912,773	31,960,323
経常利益	87,912,773	31,960,323
当期純利益	87,912,773	31,960,323
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	391,651	1,139,906
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△322,459,846	△241,135,981
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,051,964	11,884,348
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,051,964	11,884,348
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,395,048	968,947
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,395,048	968,947
分配金	9,854,173	9,413,665
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△241,135,981	△208,813,828

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年6月18日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券・売付債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。 (2)為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成24年12月18日現在	当期 平成25年6月18日現在
1.特定期間の末日における受益権の総数	1,637,347,897口	1,561,215,169口
2.元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	241,135,981円	208,813,828円
3.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	0.8527円	0.8662円
(一万口当たり純資産額)	(8,527円)	(8,662円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程		
	平成24年6月19日から 平成24年9月18日までの 計算期間	平成24年12月19日から 平成25年 3月18日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	11,415,546円	11,659,010円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	35,043,346円	34,952,286円
分配準備積立金額	333,087,693円	329,810,366円
当ファンドの分配対象収益額	379,546,585円	376,421,662円
当ファンドの期末残存口数	1,647,376,877口	1,576,673,514口
1万口当たり収益分配対象額	2,303.93円	2,387.43円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	4,942,130円	4,730,020円
	平成24年 9月19日から 平成24年12月18日までの 計算期間	平成25年3月19日から 平成25年6月18日までの 計算期間
費用控除後の配当等収益額	11,387,246円	7,264,222円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	35,594,886円	35,397,233円
分配準備積立金額	336,728,937円	332,651,073円
当ファンドの分配対象収益額	383,711,069円	375,312,528円
当ファンドの期末残存口数	1,637,347,897口	1,561,215,169口
1万口当たり収益分配対象額	2,343.48円	2,403.95円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	4,912,043円	4,683,645円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日
1. 金融商品 に対する 取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品 の内容及 び当該金 融商品に 係るリス ク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引、債券先物オプション取引及び為替予約取引を行っております。債券先物取引、債券先物オプション取引は金利変動リスク、為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	同左
3. 金融商品 に係るリ スク管理 体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4. 金融商品 の時価等 に関する 事項につ いての補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①国債証券、特殊債券、社債券、売付債券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②派生商品評価勘定、コール・オプション(買)、プット・オプション(売)デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①国債証券、特殊債券、社債券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②派生商品評価勘定、コール・オプション(買)、コール・オプション(売)、プット・オプション(売)デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 ③コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 自 平成24年 6月19日 至 平成24年12月18日	当期 自 平成24年12月19日 至 平成25年 6月18日
期首元本額	1,657,392,297円	1,637,347,897円
期中追加設定元本額	7,634,163円	7,087,138円
期中解約元本額	27,678,563円	83,219,866円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 平成24年12月18日現在	当期 平成25年6月18日現在
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	16,829,074	△4,516,517
特殊債券	△85,513	268,191
社債券	2,759,732	△2,496,742
売付債券	△7,862	—
合計	19,495,431	△6,745,068

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	前期 平成24年12月18日現在			
		契約額等（円）	うち1年超(円)	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引				
	売建	862,869,508	—	857,356,350	5,513,158
	買建	942,008,439	—	942,500,000	491,561
	債券先物オプション取引				
	売建 プット	24,657,780 (193,404)	—	259,473	△66,069
	買建 コール	226,784,480 (2,041,380)	—	23,595	△2,017,785
合計		2,056,320,207	—	1,800,139,418	3,920,865

区分	種類	当期 平成25年6月18日現在			
		契約額等（円）	うち1年超(円)	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引				
	売建	708,026,655	—	708,069,051	△42,396
	買建	1,065,804,048	—	1,066,314,228	510,180
	債券先物オプション取引				
	売建 コール	206,824,230 (973,316)	—	28,157	945,159
	プット	79,846,860 (466,374)	—	743,825	△277,451
	買建 コール	55,127,550 (215,048)	—	205,302	△9,746
合計		2,115,629,343	—	1,775,360,563	1,125,746

(注) 時価の算定方法

A 外国先物取引について

- 1)外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2)特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

- 1)外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2)特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3)契約額等のうち、()内はオプション料であります。

通貨関連

区分	種類	前期 平成24年12月18日現在			
		契約額等（円）	うち1年超(円)	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	317,187,094	—	330,792,065	△13,604,971
	メキシコペソ	38,345,110	—	41,656,000	△3,310,890
	ユーロ	1,175,622,156	—	1,285,851,652	△110,229,496
	英ポンド	30,591,826	—	33,004,386	△2,412,560
	デンマーククローネ	2,022,900	—	2,220,000	△197,100
	ポーランドズロチ	38,438,743	—	43,371,506	△4,932,763
	オーストラリアドル	23,508,971	—	25,432,432	△1,923,461
	買建				
	米ドル	127,330,973	—	130,099,051	2,768,078
	カナダドル	40,042,690	—	43,292,281	3,249,591
	メキシコペソ	13,671,226	—	15,199,520	1,528,294
	ユーロ	84,276,324	—	88,059,950	3,783,626
	ポーランドズロチ	38,849,025	—	43,126,350	4,277,325
合計		1,929,887,038	—	2,082,105,193	△121,004,327

区分	種類	当期 平成25年6月18日現在			
		契約額等（円）	うち1年超(円)	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	84,580,570	—	79,211,376	5,369,194
	メキシコペソ	17,368,823	—	15,641,279	1,727,544
	ユーロ	1,225,295,195	—	1,195,393,842	29,901,353
	英ポンド	50,081,989	—	48,569,096	1,512,893
	デンマーククローネ	2,615,775	—	2,548,500	67,275
	オーストラリアドル	36,439,792	—	32,799,446	3,640,346
	買建				
	米ドル	57,882,299	—	56,743,776	△1,138,523
	カナダドル	12,629,368	—	11,946,804	△682,564
	ユーロ	107,226,329	—	103,158,220	△4,068,109
	オーストラリアドル	8,216,320	—	7,421,404	△794,916
合計		1,602,336,460	—	1,553,433,743	35,534,493

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US T STRIP PRINC	290,000.00	112,941.37	*
		US T STRIP PRINC	340,000.00	123,847.72	
		US TREASURY BOND	55,000.00	52,969.72	
		US TREASURY BOND	200,000.00	177,539.06	
		US TREASURY NOTE	10,000.00	9,979.68	
		US TREASURY NOTE	20,000.00	19,253.12	
	計 (邦貨換算額)		915,000.00	496,530.67	
				(47,086,003)	
	特殊債券	FNMA 15YR JUL FWD	600,000.00	610,875.00	
		FNMA 30YR JUL FWD	300,000.00	309,750.00	
	計 (邦貨換算額)		900,000.00	920,625.00	
				(87,302,868)	
	社債券	AT&T INC	30,000.00	31,896.30	
		CITIGROUP INC	30,000.00	33,352.80	
		CITIGROUP INC	80,000.00	89,979.20	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC	50,000.00	56,903.50	
		JP MORGAN CHASE & CO	80,000.00	86,148.80	
		KRAFT FOODS INC	15,000.00	17,212.20	
		KRAFT FOODS INC	15,000.00	17,259.75	
		RIO TINTO FIN USA LTD	30,000.00	36,052.80	
		SAFEWAY INC	10,000.00	11,589.10	
		SLM CORP	50,000.00	54,853.50	
		WACHOVIA CAP TRUST FRN	90,000.00	88,803.90	
		XL GROUP PLC FRN	60,000.00	58,875.00	
	計 (邦貨換算額)		540,000.00	582,926.85	
				(55,278,953)	
	米ドル計 (邦貨換算額)			2,000,082.52	
				(189,667,824)	
カナダドル	国債証券	CANADIAN GOVT	140,000.00	157,963.40	
			140,000.00	157,963.40	
カナダドル計 (邦貨換算額)	計 (邦貨換算額)			(14,707,972)	
				157,963.40	
				(14,707,972)	
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS DESARR FIX	2,600,000.00	3,048,500.00	
		MEXICAN BONOS DESARR FIX	3,518,000.00	3,830,328.04	
	計 (邦貨換算額)		6,118,000.00	6,878,828.04	
				(50,972,115)	
メキシコペソ計 (邦貨換算額)				6,878,828.04	
				(50,972,115)	
ユーロ	国債証券	BELGIUM GOVT	560,000.00	602,520.80	
		BELGIUM GOVT	180,000.00	204,629.40	
		BUONI POLIENNALI	90,000.00	92,855.70	
		BUONI POLIENNALI	1,910,000.00	1,984,413.60	
		BUONI POLIENNALI	510,000.00	516,737.10	
		BUONI POLIENNALI	410,000.00	451,086.10	
		BUONI POLIENNALI	310,000.00	314,699.60	
		FRANCE O.A.T.	1,030,000.00	1,093,303.80	

		FRANCE O.A.T.	300,000.00	343,584.00	
		FRANCE O.A.T.	700,000.00	782,117.00	
		SPAIN GOVT	560,000.00	606,452.00	
	計		6,560,000.00	6,992,399.10	
	(邦貨換算額)			(886,146,737)	
	社債券	BARCLAYS BANK PLC	70,000.00	73,108.00	
		CITIGROUP INC	90,000.00	115,639.20	
		GOLDMAN SACHS GROUP	63,000.00	75,296.97	
		GOLDMAN SACHS GROUP	50,000.00	57,846.00	
		JP MORGAN CHASE & CO	50,000.00	56,155.00	
		VIVENDI SA	100,000.00	114,151.00	
	計		423,000.00	492,196.17	
	(邦貨換算額)			(62,376,020)	
ユーロ計				7,484,595.27	
(邦貨換算額)				(948,522,757)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY	12,000.00	14,493.72	
		UK TREASURY	10,000.00	11,667.90	
	計		22,000.00	26,161.62	
	(邦貨換算額)			(3,899,912)	
	社債券	HSBC CAPITAL FDG FRN	60,000.00	64,662.00	
	計		60,000.00	64,662.00	
	(邦貨換算額)			(9,639,164)	
英ポンド計				90,823.62	
(邦貨換算額)				(13,539,076)	
トルコリラ	国債証券	TURKEY GOVERNMENT BOND	460,000.00	449,029.00	
	計		460,000.00	449,029.00	
	(邦貨換算額)			(22,698,415)	
トルコリラ計				449,029.00	
(邦貨換算額)				(22,698,415)	
オーストラリアドル	社債券	WESTPAC BANKING	100,000.00	114,639.00	
	計		100,000.00	114,639.00	
	(邦貨換算額)			(10,397,757)	
オーストラリアドル計				114,639.00	
(邦貨換算額)				(10,397,757)	
合計				1,250,505,916	
(外貨建証券の邦貨換算額)				(1,250,505,916)	

(注) 備考欄の*の銘柄はハイブリッド優先証券であることを示しています。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 6銘柄	24.8%	15.2%
	特殊債券 2銘柄	46.1%	
	社債券 12銘柄	29.1%	
カナダドル	国債証券 1銘柄	100.0%	1.2%
メキシコペソ	国債証券 2銘柄	100.0%	4.1%
ユーロ	国債証券 11銘柄	93.4%	75.8%
	社債券 6銘柄	6.6%	
英ポンド	国債証券 2銘柄	28.8%	1.1%
	社債券 1銘柄	71.2%	
トルコリラ	国債証券 1銘柄	100.0%	1.8%
オーストラリアドル	社債券 1銘柄	100.0%	0.8%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

通貨関連

「(3)注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）

平成25年7月末現在

I 資産総額	489,999,029円
II 負債総額	23,326,905円
III 純資産総額(I - II)	466,672,124円
IV 発行済口数	495,188,748口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.9424円
(1万口当たり純資産額)	(9,424円)

LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）

平成25年7月末現在

I 資産総額	1,447,684,338円
II 負債総額	101,764,302円
III 純資産総額(I - II)	1,345,920,036円
IV 発行済口数	1,558,252,745口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.8637円
(1万口当たり純資産額)	(8,637円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

- ① 当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- ② 委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ④ 委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ⑤ 受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 受益権の譲渡に係る記載または記録

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④ 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(5) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成25年7月末現在）

- ①資本金の額：1,000百万円
- ②委託会社が発行する株式総数：100,000株
- ③発行済株式総数：78,270株
- ④最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

②運用の意思決定機構

東京運用委員会が運用に関する委員会として月次ベースで開催されます。東京運用委員会は、運用部及び関連部署の代表で構成されており、議事録は社長に報告されるとともに取締役会にも報告されます。委託会社において運用指図が行われる場合、東京運用委員会では、運用方針・計画が適切に策定されていることを確認するとともに、運用状況の確認、必要に応じて要因分析等の詳細な検討が行われます。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

(2)平成25年7月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種 類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	51	1,270,029
合 計	51	1,270,029

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第14期事業年度 (平成24年3月31日)	第15期事業年度 (平成25年3月31日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	1,912,467	2,032,268
関係会社貸付金	※2 400,000	-
前払費用	46,764	63,269
未収入金	-	840
未収委託者報酬	594,342	556,977
未収運用受託報酬	1,272,104	1,629,769
その他未収収益	19,830	28,098
未収利息	235	58
立替金	67	-
繰延税金資産	214,942	258,745
流動資産計	4,460,756	4,570,026
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	258,118	266,002
器具備品	53,573	60,304
建設仮勘定	1,592	1,120
有形固定資産計	313,284	327,428
無形固定資産		
ソフトウェア	14,924	27,768
無形固定資産計	14,924	27,768
投資その他の資産		
投資有価証券	160,710	161,770
長期差入保証金	77,476	115,537
保険積立金	291,522	354,242
前払年金費用	39,960	-
投資その他の資産計	569,670	631,550
固定資産計	897,879	986,746
資産合計	5,358,635	5,556,772

(単位：千円)

	第14期事業年度 (平成24年3月31日)	第15期事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	23,055	26,039
未払金	856,579	907,785
未払手数料	260,408	231,605
未払消費税等	123,864	85,231
その他未払金	472,305	590,948
未払費用	※2 1,012,629	※2 1,179,396
未払法人税等	629,961	270,170
前受金	17,136	20,044
流動負債計	2,539,361	2,403,436
固定負債		
退職給付引当金	150,425	161,047
役員退職慰労引当金	405,749	482,938
固定負債計	556,174	643,985
負債合計	3,095,536	3,047,421
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,013,099	1,259,350
利益剰余金計	1,036,693	1,282,944
株主資本合計	2,263,099	2,509,350
純資産合計	2,263,099	2,509,350
負債純資産合計	5,358,635	5,556,772

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第14期事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第15期事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,249,870	10,223,443
運用受託報酬	2,143,793	2,546,566
その他営業収益	173,155	266,965
営業収益計	12,566,819	13,036,975
営業費用		
支払手数料	4,715,756	4,402,847
広告宣伝費	31,594	43,566
公告費	665	665
調査費	4,417,472	4,850,395
調査費	88,217	93,771
委託調査費	4,328,431	4,755,711
図書費	824	913
委託計算費	148,330	155,472
営業雑経費	112,924	117,813
通信費	36,167	38,502
印刷費	66,316	65,565
協会費	10,099	13,407
諸会費	341	337
営業費用計	9,426,743	9,570,761
一般管理費		
給料	1,325,444	1,516,399
役員報酬	108,887	118,588
給料・手当	810,010	882,301
賞与	406,547	515,509
交際費	8,983	7,591
寄付金	-	120
旅費交通費	29,376	42,660
租税公課	19,914	20,188
不動産賃借料	186,593	242,308
退職給付費用	91,953	128,612
役員退職慰労引当金繰入額	67,548	77,189
固定資産減価償却費	55,354	52,874
諸経費	※1 228,850	※1 235,601
一般管理費計	2,014,018	2,323,544
営業利益	1,126,057	1,142,669

(単位：千円)

	第14期事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第15期事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取利息	※1 6,692	※1 3,281
受取配当金	834	1,000
為替差益	-	18,184
営業外収益計	7,527	22,466
営業外費用		
為替差損	3,081	-
営業外費用計	3,081	-
経常利益	1,130,502	1,165,136
税引前当期純利益	1,130,502	1,165,136
法人税、住民税及び事業税	620,800	562,687
法人税等調整額	△214,942	△43,802
法人税等合計	405,857	518,885
当期純利益	724,645	646,251

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第14期事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第15期事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	226,405	226,405
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	226,405	226,405
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	-	23,594
当期変動額		
剰余金の配当	23,594	-
当期変動額合計	23,594	-
当期末残高	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	912,047	1,013,099
当期変動額		
剰余金の配当	△623,594	△400,000
当期純利益	724,645	646,251
当期変動額合計	101,051	246,251
当期末残高	1,013,099	1,259,350
利益剰余金合計		
当期首残高	912,047	1,036,693
当期変動額		
剰余金の配当	△600,000	△400,000
当期純利益	724,645	646,251
当期変動額合計	124,645	246,251
当期末残高	1,036,693	1,282,944
株主資本合計		
当期首残高	2,138,453	2,263,099
当期変動額		
剰余金の配当	△600,000	△400,000
当期純利益	724,645	646,251
当期変動額合計	124,645	246,251
当期末残高	2,263,099	2,509,350
純資産合計		
当期首残高	2,138,453	2,263,099
当期変動額		
剰余金の配当	△600,000	△400,000
当期純利益	724,645	646,251
当期変動額合計	124,645	246,251
当期末残高	2,263,099	2,509,350

重要な会計方針

項 目	第15期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び退職給付年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

会計上の見積りの変更

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

本社オフィス賃貸借契約に係る資産除去債務は、従来、使用見込期間を60ヶ月として償却を行っておりましたが、当事業年度において、オフィス賃貸借契約の延長に伴い、使用見込期間を95ヶ月に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方と比べて当事業年度の一般管理費が9,411千円減少し、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益が同額増加しております。

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第14期事業年度	第15期事業年度
----------	----------

(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 97,400千円 器具備品 139,289千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 119,641千円 器具備品 162,046千円
※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 2,813千円	※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 2,575千円

(損益計算書関係)

第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第15期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
※1 関係会社との取引 諸経費 29,893千円 受取利息 647千円	※1 関係会社との取引 諸経費 39,195千円 受取利息 564千円

(株主資本等変動計算書関係)

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年12月16日 取締役会	普通株式	600,000	7,665.7	平成23年 9月30日	平成23年 12月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	400,000	5,110.5	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	600,000	7,665.7	平成25年 3月31日	平成25年 6月27日

(リース取引関係)

第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第15期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 178,581千円 1年超 443,119千円 合計 621,701千円	オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 196,942千円 1年超 246,177千円 合計 443,119千円

(金融商品関係)

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,912,467	1,912,467	—
(2) 関係会社貸付金	400,000	400,000	—
(3) 未収委託者報酬	594,342	594,342	—
(4) 未収運用受託報酬	1,272,104	1,272,104	—
(5) 投資有価証券	151,425	151,425	—
資産計	4,330,340	4,330,340	—
(1) その他未払金	472,305	472,305	—
(2) 未払手数料	260,408	260,408	—
(3) 未払費用	1,012,629	1,012,629	—
負債計	1,745,344	1,745,344	—

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 関係会社貸付金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,912,467	—
関係会社貸付金	400,000	—
未収委託者報酬	594,342	—
未収運用受託報酬	1,272,104	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	150,425
合計	4,178,915	150,425

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任

業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,032,268	2,032,268	—
(2) 未収委託者報酬	556,977	556,977	—
(3) 未収運用受託報酬	1,629,769	1,629,769	—
(4) 投資有価証券	152,485	152,485	—
資産計	4,371,500	4,371,500	—
(1) その他未払金	590,948	590,948	—
(2) 未払手数料	231,605	231,605	—
(3) 未払費用	1,179,396	1,179,396	—
負債計	2,001,951	2,001,951	—

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額により、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	2,032,268	—
未収委託者報酬	556,977	—
未収運用受託報酬	1,629,769	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	9,235	141,250
合計	4,228,249	141,250

(有価証券関係)

第14期事業年度 (平成24年3月31日)	第15期事業年度 (平成25年3月31日)
1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 150,425千円 取得原価 150,425千円 差額 — 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 1,000千円 取得原価 1,000千円 差額 — (注) 非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 150,485千円 取得原価 150,485千円 差額 — 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 2,000千円 取得原価 2,000千円 差額 — (注) 同 左

(退職給付関係)

第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第15期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と確定給付年金制度を併用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左

2.退職給付債務に関する事項 ①退職給付債務 607,350千円 ②年金資産 496,885千円 ③未積立退職給付債務 110,464千円 ④前払年金費用 39,960千円 ⑤退職給付引当金 150,425千円 3.退職給付費用に関する事項 ①退職給付費用 91,953千円 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ①退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。	2.退職給付債務に関する事項 ①退職給付債務 731,260千円 ②年金資産 570,213千円 ③退職給付引当金 161,047千円 3.退職給付費用に関する事項 ①退職給付費用 128,612千円 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 ①同 左
--	---

(ストック・オプション等関係)

第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第15期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 29,893千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 39,195千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同 左

(税効果会計関係)

第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第15期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 千円 繰延税金資産 未払金 154,528 役員退職慰労引当金 154,225 退職給付引当金 57,176 未払費用 95,446 有価証券評価損 34,480 前払年金費用認容 △15,188 長期差入保証金 18,828 繰延税金資産小計 499,497 評価性引当額 △284,554 繰延税金資産合計 214,942	1.繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 千円 繰延税金資産 未払金 196,081 役員退職慰労引当金 183,580 退職給付引当金 61,214 未払費用 88,783 有価証券評価損 34,480 長期差入保証金 21,659 繰延税金資産小計 585,799 評価性引当額 △327,054 繰延税金資産合計 258,745
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)		(%)
法定実効税率 (調整)	40.7	法定実効税率 (調整)	38.0
交際費等永久に損金に算入され ない項目	4.8	交際費等永久に損金に算入され ない項目	2.6
住民税均等割	0.3	住民税均等割	0.3
その他	3.6	評価性引当金	3.6
評価性引当金	△12.2	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	44.5
税率変更による期末繰延税金 資産の減額修正	△1.3		
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	35.9		
3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及 び繰延税金負債の金額の修正		3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産 及び繰延税金負債の金額の修正	
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行なわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。 この税率変更により、繰延税金資産の金額は15,155千円減少し、法人税等調整額が15,155千円増加しております。		該当事項はありません。	

（資産除去債務関係）

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を95ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	44,000千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	5,535千円
期末残高	49,535千円

(4) 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

会計上の見積もりの変更にて、当該変更の内容及び影響額を記載しております。

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を95ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	49,535千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	7,449千円
期末残高	56,984千円

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等関係)

[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。

また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,249,870	2,143,793	173,155	12,566,819

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	5,307,295
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	2,322,660
LM・グローバル・プラス（毎月分配型）	1,262,838

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,223,443	2,546,566	266,965	13,036,975

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	4,317,846
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	2,578,957

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第14期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レッグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 13	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の貸付 ストック・ オプション 費用の負担	貸付金の 貸付	千円 400,000	関係会社 貸付金	千円 400,000
							利息の受取 (注1)	647	-	-
							諸経費 の支払	29,893	未払 費用	2,813

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 42,194	その他 未収 収益	千円 5,229
							委託調査費 の支払 (注1)	298,467	未払 費用	22,766
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	百万米ドル 42	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 106,571	その他 未収 収益	千円 12,619
							委託調査費 の支払 (注1)	123,492	未払 費用	9,183
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 18	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,215,392	未払 費用	千円 168,468
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 50,134	未払 費用	千円 3,003
						オフィスの賃借	-	-	長期 差入 保証金	125,397
							不動産賃借 料等の支払	171,682	前払 費用	14,347
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ディーティーブイ エム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジル レアル 69	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,369,414	未払 費用	千円 119,655

同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	—	役員の兼任 サービス契約	諸経費の支払	千円 3,649	未払費用	千円 11
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 100,792	未払費用	千円 9,240
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・(ヨーロッパ)・リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 33	金融業	—	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 20,465	その他未収収益	千円 1,766
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 1,655	未払費用	千円 132
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	—	投資顧問契約	諸経費の支払	千円 5,773	未払費用	千円 36,132
							委託調査費の支払 (注1)	397,710		
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	—	役員の兼任 サービス契約	調査費・諸経費の支払	千円 57,986	未払費用	千円 3,633
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 769,721	未払費用	千円 560,000
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 43	金融業	—	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 1,644	未払費用	千円 680
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・(ルクセンブルグ)・エス・エー	ルクセンブルグ	百万米ドル 1	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 3,923	その他未収収益	千円 215

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注2）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注3）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 12	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の貸付 ストック・ オプション 費用の負担	貸付金の 回収	千円 400,000	-	千円 -
							利息の受取 (注1)	564	-	-
							諸経費 の支払	39,195	未払 費用	2,575

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 52,186	その他 未収 収益	千円 5,012
							委託調査費 の支払 (注1)	240,059	未払 費用	20,625
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	百万米ドル 89	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 188,900	その他 未収 収益	千円 19,598
							委託調査費 の支払 (注1)	128,280	未払 費用	12,811
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 18	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,552,092	未払 費用	千円 208,705
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント(株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約 オフィスの 賃借	委託調査費 の支払 (注1)	千円 28,049	未払 費用	千円 2,478
							-	-	長期 差入 保証金	125,397
							不動産賃借 料等の支払	173,252	前払 費用	14,347
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ディーティーブイ エム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジル レアル 69	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,188,103	未払 費用	千円 94,942
同一の親 会社を持 つ会社	レグ・メイソン・ インター ナショナル・ エクイティーズ・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 58,913	未払 費用	千円 3,258
同一の親 会社を持 つ会社	レグ・メイソン・ インベストメンツ・ (ヨーロッパ) リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 33	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 20,647	その他 未収 収益	千円 1,931

同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 6,892	未払費用	千円 5,602
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	—	投資顧問契約	諸経費の支払	千円 4,286	未払費用	千円 42,331
							委託調査費の支払 (注1)	405,099		
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	—	サービス契約	調査費・諸経費の支払	千円 55,589	未払費用	千円 4,478
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 972,737	未払費用	千円 671,106
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 47	金融業	—	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 3,928	その他未収収益	千円 1,481
						投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	174,894	未払費用	22,676
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・(ルクセンブルグ) エス・エー	ルクセンブルグ	百万米ドル 1	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 1,302	その他未収収益	千円 74
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 38	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 588	未払費用	千円 588

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レッグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第15期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
--	--

1株当たり純資産額	28,914円00銭	1株当たり純資産額	32,060円18銭
1株当たり当期純利益金額	9,258円28銭	1株当たり当期純利益金額	8,256円69銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	724,645千円	当期純利益	646,251千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	724,645千円	普通株式に係る当期純利益	646,251千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第14期事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第15期事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④及び⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③及び④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称

野村信託銀行株式会社

②資本金の額

平成25年3月末現在 30,000百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2)投資顧問会社

①ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

a.資本金の額

平成25年3月末現在 11百万米国ドル（1,034百万円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成25年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル＝94.05円）によります。）

b.事業の内容

英国において資産運用業務を営んでいます。

②ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー

a.資本金の額

平成25年3月末現在 89百万米国ドル（8,370百万円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成25年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル＝94.05円）によります。）

b.事業の内容

米国において資産運用業務を営んでいます。

(3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成25年3月末現在	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社*	10,000	

* LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）について、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等のみを行います。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図を行います。

(3)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社、「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」の最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【参考情報】

当特定期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

平成24年12月21日 臨時報告書
平成25年3月14日 有価証券報告書
平成25年3月14日 有価証券届出書
平成25年3月25日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年8月12日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）の平成24年12月19日から平成25年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオA（為替ヘッジなし）の平成25年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[LM・ユーロ・アルファポートフォリオB\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年8月12日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）の平成24年12月19日から平成25年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ユーロ・アルファ ポートフォリオB（為替ヘッジあり）の平成25年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[LM・ユーロ・アルファポートフォリオB\(当期\)へ](#)

